

が大臣を繼ぎ、物部氏は尾與の子守屋、中臣氏は、鎌子の子勝海が、それ／＼後繼者として並び立つたが、親鸞りの崇佛と排佛との抗争は愈々激化するばかりであつた。敏達天皇は、『日本書紀』の文で「佛敎を信じたまはず、文史を愛みたまふ」とあるから、此の御代には自然、排佛黨の守屋、勝海が優勢で、馬子は壓倒され氣味なるを免れない情勢に在つた。しかし馬子は、決して凡庸の器ではなかつたやうで『書紀』には「性、武略有り、亦辯才有り」と好感を持つて評して居る。彼は隱忍自重しつゝ、炊屋媛（此時は敏達の皇后）と俱に、佛法興隆に意を潜めてゐた。その後、敏達天皇六年に、百濟からまた。經論、律師、禪師、佛工、寺工を獻じ來り、八年には新羅からも佛像を獻じて來た。越えて十三年には、百濟に使用して歸朝した、鹿深臣が彌勒菩薩の

石像一軀を、また佐伯連が佛像一體を持ち還つた。馬子は此の二像を請ひ受け、石川の邸を佛殿として安置し、高麗の歸化僧 惠便といふ者、が還俗して搗磨に居たのを探し得て師として迎へ、司馬達等の娘で、島といふ十一歳の少女を弟子として得度せしめ、善信尼と云ひ、また漢人夜菩の女豊、及び錦織壺の女石女を善信尼の弟子として出家せしめ、善藏尼、惠善尼と云つた。此の三尼は日本最初の出家で、これに本尊の佛像と、これを奉安する佛殿と、これに仕ふる出家とがそろつたわけである。——司馬達等は、繼體天皇の十六年に、支那南梁から歸化し、後に姓を鞍作と賜つた。（一説に應神天皇の頭歸化せる支那人の裔ともいふ）大和高市坂田原に草庵を結んで佛を奉じて居た。時人未だ佛を知らず、外國の神と呼んでゐたが、これが日本に佛あるの初めといはれ

てゐる。

かうして佛敎再起の運を見たが、例の疫病はまだ止まないばかりか、更に再燃の勢ひとなり、敏達天皇また瘡に惱ませたまふに至り、守屋、勝海等は、また先代の手を襲用して、擡頭しかけた佛敎を叩きつぶさうと企らみ、先帝以來惡疫流行して止まざるは、蘇我氏等が佛法を奉ずるため、これでは人民つひに死滅を見ねばなるまい、といふ意味のことを奏上した。あまり佛敎を好ませたまはぬ敏達天皇は、此の奏問を容れたまひ、佛敎斷絶の思召しを下されたので、十四年三月、守屋等は、又馬子の寺塔を焼き拂ひ、焼け残りの佛像を難波の堀江に投げ込み、その上、馬子を問責し、善信尼等三人の法衣を褫奪して禁錮に處すといふ、思ひ切つた破佛の擧をやつたものである。

此の年、敏達天皇はつひに崩御あり、用明天皇が繼いで即位遊ばされたが、流行病は猶ほ、熾烈を加へ、天皇も、また守屋までもが瘡に冒されるに至つた。こゝに於て馬子は「それ見たことか、惡疫流行は佛法の行爲ではない、むしろ、佛法破壊の罰である」といふ風に逆宣傳を爲すことも出來て、あべこべに反對黨を制壓する勢ひとなつたのである。殊に用明天皇は、御心を、佛敎に寄せられたといふことも、崇佛の馬子等一黨に取つては、有りがたい仕合せであつた。天皇は、即位の初より御病弱に渡らせられたと拜察されるが、第二年四月に「朕、三寶に歸らむと思欲ふ、卿等議之」と仰せ出され、群臣の議は型の如く二派に別れて、守屋、勝海が絶對反對の代表であつたのは無論であるが、馬子は敢然として彈壓し「詔は長し、三寶の功德をすゝめて、聖壽

を祈り奉るべきこと、何人か異議あるべき」と言つて、豊國の法師なる者を召し、祈願の法要を修した、これが佛僧の、宮中に入る最初である。「書紀」に「物部守屋大連、邪睨て大に怒る」とあるに見るも、反對黨が、如何に憤慨し、口惜しがつたかと思はれる。

かうして佛教傳來このかた、進取的の崇佛派と、保守的の排佛派とが、深刻なる黨争を繰り返して來たが、用明天皇は、二年四月に崩御あそばされ、皇位繼承問題に直面することになつて、兩黨の對立抗争は悪化の頂點に達し、つひに物部守屋等の伏誅といふ大詰を見ることになつて、崇峻天皇の元年以後は、佛教興隆の前程に、何の障礙物も横はるを見ず、坦々たる一路を進むことが出来るやうになつた。かくて、法運興隆の信念と見られる、法興寺や四天王寺が

建ち、その他、寺塔、佛像等次々に造立せられるに至つたことは、前に「太子の遺蹟」に於て述べた如くである。

第二節 三寶の興隆

敏達天皇の三年、呱呱の聲をあげさせられた聖徳太子は、恰も、閼族巨頭が、佛教の取捨興廢を中心に、醜い黨争をつゞけてゐた最中に、御成育遊ばされ、その十四歳のとき、御父用明天皇の御大喪に遭ひたまひ、しかも、其の御悲悼のうちに、穴穗部皇子、物部守屋の異變があり、また十九歳の時には、かの蘇我馬子の不臣に基づく大不祥事があるなど、謂はゆる娑婆の現實相を、如何に深刻に感傷せられたことであらう。罪惡觀、無常觀は、宗教信仰に入

る門といはれるが、天資聰明なる太子は、かくて御少年時より、夙くすでに佛教の正しき理解と信仰とを有たれたことが、十分に拜察される。それが、二十歳、推古天皇の皇太子に立たれ、萬機攝政の重任を擔はせられるに及んで、御自身の御信念は實際政治の上に披瀝具現せられ、日本文化の母、日本佛教の父と稱せられるほどの、偉績鴻業を、遺されたのである。

蓋し、人間文化の發展過程には、三つの段階あることが言はれる。一は混沌時代、これは野蠻蒙昧時代より、漸次進歩發達して、言語文字を、自由に利用し、知識も大に洗練せられ、思想感情も相當に陶冶せられ、國家的社會的生活の様式も或る程度まで整うても、まだ政治も道德も、學問も宗教も、藝術等も、混然、雜然としてゐて、それ／＼の領域がハツキ

りしてゐない頃までの時代である。

二は、分化時代、これは總ての方面が、それ／＼分れ／＼になつて、独自の發達完成に向つて進み、學問は學問、宗教は宗教、道德は道德、法律は法律、政治は政治、外交は外交、軍事は軍事、と云ふやうに、各部門の領域が歴然、整然と分立し、各々の立場に據つてグン／＼成長發達してゆく時代。現在吾が、文明國とか、文化的社會とかいふのが即ち此の域を向上しつゝある姿であるが、そこには尙ほ大きな缺陷の伴ふことを免れ難い。といふのは、それら各部門相互の間に、緊密なる有機的關係を、保つことが難かしいので、時々矛盾撞着が起ることである。例へば、道德と法律とが矛盾して、道德上斷じて許されない行爲も、法律上では、罰せられないとか、外交と軍事との間に、ピッタリ歩調の合はない場

合を見るとか、或は學問と宗教との衝突、藝術と經濟との背馳、等々かうした事象は、吾等が現實に、しばしば目に見、耳に聞くとこである。

三に統一時代。これは第二段階から更に一步を進めた圓滿完成の理想世界で、各部門に分れわかれ、十二分に發達を遂げた文化が、恰も一身の四肢五官の働きの如く、微妙なる有機的關係を失はずして、一々の機能が即ち全體の機能である如く、各別ながらに等一、等一の上の各別、そこに何らの矛盾も撞着もない、調和の世界融和圓滿の世界である。大乘佛教の哲學的標語として常套の「差別即平等、平等即差別」といふのが、よく此の極致を言ひ表はして居り、また大乘の諸經典に説かれてある「諸法實相」とか「一乘法」とか「不二法門」とかいふ術語も、これを現實人生に即していふならば、今いふ

如き統一時代の調和圓滿なる境地を、道破せるものと見られるのである。而して聖德太子が目指された境地が實に是れであり。その攝政三十年の間、躬を以て具現せられたところは、總て此の見地と信念とを基調とせられたのである。といふ此の一點は、「太子と佛法興隆」の眞意義を、正しく見て取る上に、最も大事な急處であることを、特に注意しなければならぬ。

太子が攝政として立たれた、推古天皇元年といふ頃の日本文化は、何と云つても、まだ謂はゆる混沌時代の域を脱してゐない状態であつた。それを太子は先づ、開發誘導して分化時代に向せしめ、更に統一調和の究極にまで、到達せしめようと企圖せられたのである。佛教の術語に「自信教人信」といひ、自ら正しき信仰を確立すると共に、他をしてまた同じく

海西の菩薩天子、重ねて佛法を興すと聞くが故に、朝拜に遣はす。

正信に安住せしめむと發願し行持する、この自利と利他との圓滿を期するのが、佛位の極果と目ざして、精進する菩薩の行願とせられるが、太子は、先づ御自身に深く佛教を研究し信仰せられ、その上、これを政治に活用して、日本の文明(物)文化(心)を開發し向上せしめるために、一般國民にも佛教信仰を得させるのが第一である、即ち、國家の興盛を圖り、國民の福利を増進するには、先づ精神的方面から、國民の思想感情を陶冶し、性情を鍊成し、人格を向上せしめるといふことが、肝心の基礎工作でなければならぬとお考へになつた。正にこれ自信教人信、菩薩の行願である。

太子が、たしかに菩薩の大自覺、大信念を持つて居られたことは、かの隋の煬帝に贈られた國書の文辭に、いとも鮮明に示されて居る。即ち、

とあつたアノ御言葉である。「重ねて佛法を興す」といはれたのは、太子が初めて小野妹子を隋に遣はされた推古天皇の十五年(煬帝の大業三年)より三十四年溯つた南北朝、北朝の後周武帝建德三年(陳宣帝大建六年)に思ひ切つた廢佛毀釋をやつて、一時寂寞をきはめた支那佛教を煬帝が大に復興に努めつゝあつた。此やうな大陸事情をも、太子は彼と國交を開く以前、早くすでに御承知になつて居られたので、それは恰も我が佛教が、守屋等廢毀の後を承けて、太子攝政の下に、盛に興隆せられたのと、相似た情態であつたそこで「日出づる處の天子」と「日没する處の天子」との交際が對等であると共に「菩薩同士の道交でもある」といふ意氣を通じたもので、煬帝が「其の意氣

を見た」といふのもこれであつたのであらう。

太子は、かうした高き見識と、聖き信念とを以て、御自身を修めると同時に、他を律せむとせられたので、前來述べて来たところの、造寺造塔、冠位憲法の制定、その他の御事蹟が、一々みな菩薩の誓願、菩薩の行事ならざるはないのである。推古天皇の第二年に、謂はゆる三寶興隆の詔が發せられ、「皇太子及び大臣に詔して、三寶を興隆せしむ、是時に諸臣連等、各君親の恩のために、競うて佛の舎を造る、即ちこれを寺といふ」とあつて、日本の佛教は、ここに蕩然として勃興の運に向つたことが明かに知られるが、それは形の上のことであつて、何の爲めの三寶興隆であるかはまだ、ハッキリ示されてはゐなかつた。太子の理想精神が、最も顯著に示されたのは、十二年四月に制定せられた「憲法十七條」であ

る。

太子攝政の新體制に於て、徹頭徹尾一貫の大理念は、肇國精神の發揚に存したことは、前に繰り返し述べた所であるが、肇國精神のまゝに、伸張し發展して、實祚と國運と民福との三が、一如圓滿に、天壤と共に窮りなく榮えゆくといふには、永遠の平和といふことが、基本條件であらねばならぬ。國民の個々が平和であれば、國家の平和が保たれ、國家平安なれば、實祚の天壤無窮は、期せずして實現せられることは、必然自明の理である。太子は御幼少より氏族制度の弊害が其の極に達し、私黨結托、悲惨なる醜争の繰り返された當時の世相を、まさしくと眼前に見られ、これに最も心を傷めさせられたので、何より先づ此の積弊を掃蕩し、根絶することの急務を、痛感せられ、憲法第一條に、

和を以て貴しと爲。忤ふことなきを宗とせよ。

と大和の義を提唱して、之れを國家統治の根本要諦とし、新政の第一着歩とせられたのである。而して此の國家永遠の大和は、何によつて得られるか。それを指標せられたのが、次の第二條の文である。即ち、

篤く三寶を敬へ、三寶とは佛法僧なり。則ち四生の終歸にして萬國の極宗なり。何れの世、何れの人か是の法を貴ばざらむ。人として尤だ悪しきは鮮し。能く教ふれば之れに従ふ。其れ三寶に歸せずんば、何を以てか枉れるを直さむ。

といふので、此の辭句については、前に「内政上の御功績」の條下に、一應の解釋を施したことであるが、佛法僧とは宇宙實在の三方面で、その平等なる本體を佛と云ひ、萬象各々其の守る所を守つて、毫

も同じでないといふ差別の相を法と云ひ、而も萬物相關調和し共存して居る、微妙の作用を僧と名づけ、此の三は三にして一、一の上の三、これを一體三寶といふのであるから、前に云つた文化の三段階に於ける、統一文化の極致とも見られ、各別ながら、機能が渾然圓融の一體を成す、これを哲學的にいへば、佛は本體。法は現象。僧は調和の存在である。これを社會的にいへば、佛は人格。法は主義（體制）。僧は團體と見ることが出來、これを國家的に見れば、佛は國君。法は國法。僧は國民といふことになる。この國君、國法、國民の三寶が渾融一體となつて、こゝに始めて國家永遠の平和が求め得られる。即ち實祚、國運、民福が、天壤無窮に榮えることが出來るといふ、此の一體三寶の眞理を、御自身如實に體得し、それを内治、外交、あらゆる方面の經營施設の上

に、如實に應用具現せむと企圖せられたのが、聖徳太子の理念であり、三寶興隆の眞意義である。

憲法の本文に『四生の終歸にして、萬國の極宗なり』とあるのも、此の一體三寶の理義によつて言はれるので、大乘の諸經典に法身といふのが、宇宙萬有の一體圓融なる、體相用の妙致を呼びかけた名にほかならぬが、法身とは梵語の毘盧遮那を譯したものの、遍一切の義と解釋されて、およそ如何なる空間、如何なる時間にも、遍く満ちわたつて居るといふのであるから、卵生、胎生、濕生、化生、生きとし生けるもの、悉く法身の性を宿さないわけがない。また如何なる世界の涯てまでも行きわたらぬ筈もない。即ち『四生の終歸萬國の極宗』何の世に於ても、何人に於ても、此の眞理に歸一しないわけにゆかない。これを『同歸一因』ともいふ。釋尊が晩年に、

佛として世に現はれたる本懷を明したといふ『法華經』に『唯一乘法、無二亦無三』と説き、また『涅槃經』に於ては『一切衆生悉有佛性』と説かれたのは、此の歸一の理にほかならぬので、三界六道の凡夫衆生も、羅漢、辟支佛、菩薩、佛の聖者も、其の本質に於ては『悉有佛性』即ち除外例なく、皆な宇宙遍滿の法身佛の本性本體と、別なる存在では有り得ない。『一乘法』で、總てが佛一乘に歸一するのである。

太子が『人、尤だ悪しきは鮮し、能く教ふれば之れに従ふ。其れ三寶に歸せずんば、何を以てか枉れるを直さむ』と仰せられたのも、根本理念は、同歸一因、一乘法の思想に本づくので、一國の人民、乃至萬國の衆生、其の數多く、其の類を異にしようともし、又、たとへ蒙昧混沌の人類であらうとも、その

生存の根柢、文化向上の一路に於て、各々の素質を開發せしめ、教へ導いて其の良能を發揮せしめねばならぬ。悪人、愚者といはれるものも、それは本質、天性ではない、一切衆生悉有佛性、みな悉く一佛乘に歸一せしめると同じく、國民は各々の良能を教育し感化善導することによつて、總て國家の主體に歸一統合せしめ得べき可能性がある、必ず歸一せしめねばならぬ、と、此の確信の下に、太子は之れが指導原理として『三寶に歸せずんば……』と、一體三寶の妙諦を宣明せられたのである。

佛と法と僧とは、宇宙自然の靈妙なる性徳の三方面に名づけられた名辭で、一々絶對の眞理を標示して居るものであれば、これを別體に見るも、その一つ／＼が眞實なる寶であつて、而もそれが、普遍にして不變なる常住法身の一乘法によつて、三寶一體

と渾融して居るのであるから、三寶は即一寶、一寶にして即三寶で、佛戒作法に『一歸依のとき、即ち三寶歸依の諸の功德圓就す』と説かれる所以である。たとへば、至心に僧寶に歸依するとき、同時に法寶、佛寶にも歸依したことになる。法寶歸依のとき、佛寶歸依のときまた同じで、一寶全きところに、直に三寶の全きを得る道理を知るべきで、これを國君(佛)國憲(法)國民(僧)の三寶一體に即していふならば、至誠一心、職域奉公、臣道實踐の國民であるならば、それは必ず、國憲を重んじ國法に遵ふ國民であり、國君に忠良なる臣民である。また遵法公明の生活を爲す者にして、國民の本分を忘れ、國君に不忠なる行爲を敢てする者は、有り得ないことである。克く忠に、克く孝に、億兆一心、世々その美を濟す、國體の精華は、實に此の一體三寶の極致妙用

そのものと見られるのである。

佛陀とは覺の義と釋され、宇宙全一なる理體、即ち法身を如然として自覺し體得した人格に名づけたものであるが、此の人格には、三世十方の諸佛といふ如く、無數の佛がいはれ、釋迦牟尼も其の中の一佛に過ぎない。しかもその佛たる所以を統合すれば、無限常住の法身である。その如く、國君國法國民と鼎立的に見られる國君も、皇祖、皇宗、歷代個々の一人格であるが、而も國君たる所以を統括して見れば、萬世一系、天壤無窮なる寶祚に、歸一せられる。即ち無二亦無三の一乘道である。

なほ次に敍べる太子の二經講讀、三經製疏の業績に於ても、この歸一、一體、一乘法の理念は一貫せられて居るので、太子の三寶興隆には、實に斯くの如き深遠なる原理が、基底をなしてゐたといふこと

を、十分理解することが最も大事なところである。皮相淺薄にも、太子を目して佛法惑溺などと言はむとする者の如きは、笑止千萬なる認識錯誤と斷ぜられねばならない。

第四節 二經の講讀

太子が、如何に博學宏識にして幽玄の理義に透徹して居られたかの消息は、『日本書紀』にも『内教を高麗の慧慈に習ひ、外典を博士覺智に學び、兼ねて悉く通じたまふ』と見えて居るが、『法王帝說』には、

上官法王、高麗の慧慈法師を師としたまふ。王命能く涅槃常住、五種佛性の理を悟り、法華の三車權實二智の趣を明開し、維摩の不思議解脱

の宗に通達し、且つ經部(有宗)薩波多(空宗)兩家の辨を知り、また三玄、五經の旨を知り、並びに天文地理の道を照かにしたまふ。(三玄は周易、老子、莊子。五經は、易經、書經、詩經、春秋、禮記。)

と記されてある。慧慈法師のことは、前にも述べて置いたが、推古天皇の第三年五月來朝した高麗の僧で、二十三年十一月まで、二十一年間日本に居たのである。推古の三年は、三寶興隆の詔が發せられた翌年であるが、此の年には、慧慈の來朝に次いで、百濟の僧慧聰も歸化して居る。此の二人は餘程の碩學であつたやうで、太子は、此の二人から『涅槃經』『法華經』『維摩經』『勝鬘經』等の大乘の諸典や、小乗佛教の部派に屬する經部(有宗)薩婆多部(空宗)の教學も學ばれたのである。博士覺智の人物事

蹟は明かでないが、半島から歸化した博學の儒者であつたと想はれる。太子はこれに儒教、道教、諸家の經典を學ばれた。天文地理等は、十年十月に來朝歸化した百濟の僧、觀勒より習得せられた。十年には高麗からも僧隆、雲聰の二人が歸化して居り、その後にも歸化の者少からず、太子が宗教學術の素地に培ひ、いよ／＼その造詣を深められるのに、大に資せられたのである。

かくて太子は、内外の諸典に博達精通せられ、親ら聖經を講ずること自在無碍なるまでになられた。但し、それは普通の訓詁義學ではなく、師授はたゞ參考に資すると云つた高い見識を以て、悉く御自身の藥籠中に攝取せられ、獨自の理念により、眞に活かして用ひられたものである。太子の講ぜられた聖典といふのは『勝鬘經』と『法華經』とで、このこと

は『日本書紀』推古天皇十四年の條に、

秋七月、天皇、皇太子を請じて勝鬘經を講ぜしむ。三日にして之れを説き竟んぬ。

是の歲、皇太子また法華經を岡本の宮に講ず。

天皇大に喜びたまひて、播磨國の水田百町を皇太子に施る。因つて以て斑鳩寺に納れしむ。

と記されてある。これで見ると、太子卅三歳のとき、同じ年に二經を講ぜられたことになるが、『法王帝説』には、

戊午の年四月十五日、少治田の天皇（推古）上宮王を請じて、勝鬘經を講ぜしむ。其の儀、僧の如し。諸王公主及び臣、連、公民、信受して嘉みせざる無し。三箇日の内に講説し乾はんぬ。

とあり、戊午の年は、推古天皇の六年で、太子廿五歳の時である。これによつて『勝鬘經』は前後

二度の講説があつたと見る向きもあり、また『書紀』を誤りとし、六年説を正しいと主張する學者もあつて、なほ疑問の餘地を存するが、しばらく『帝説』に従つて『勝鬘』は太子廿五歳のとき『法華』は、三十三歳の時と見ておくとしよう。いづれも、天皇の長き請により、宮中に於て講説せられたもので、後來歴代の天皇が、しばしば高僧を宮中に召して、親しく佛典の講説を聽し召されるやうになつたのは、此の太子の二經講説がその權輿である。中古以來、久しくこの事御沙汰止みになつて居たのであつたが、明治天皇、學事御獎勵の思召しから、毎年新春、宮中に行はせられる、御講書始の御行事ともなつたのであると、拜察せられるのである。

三年四月十五日了

第五節 三經の製疏

二經の御前進講は、いづれも三日にして終つたといふのであるから、極めて簡要の解釋であつたと思はれるが、太子は其の後に於て、右の二經の外に、『維摩經』を並せ三經の疏（註釋）を親しく筆を執つて著作遊ばされて居るのである。その著作年時については『太子傳補闕記』『扶桑略記』などに記されてあるが、それによると、

勝鬘經義疏一卷。推古十七年四月八日始——十九年正月廿五日了

維摩經義疏三卷。同二十年正月十五日始——二十一年九月十五日了

法華經義疏四卷。同二十二年正月八日始——二十

といふことになつて居り、『勝鬘』は太子廿六歳の四月より卅八歳の九月まで、一年九ヶ月を要して書き上げられ、『維摩』には卅九歳の正月より四十歳の九月まで、一年八ヶ月を、『法華』には四十一歳の正月より四十二歳の四月まで、一年三ヶ月を費されたわけである。この三部八卷のうち『勝鬘』と『維摩』との四卷の御親筆本は、いつの頃にか散亡して、現在鎌倉時代以後の版本を見るのみであるが、『法華』の疏四卷は、太子の御親筆の草稿本が、儼然として保存せられ、御物として宮中に御秘藏あらせられて居る。これこそ太子の暖き御皮肉を傳ふるものといふべく、尊き限りである。

萬世一系の皇室と、國體の尊嚴とは申すも畏し。

この以外に於て、世界に誇るに足るべき至寶として

まづ、法隆寺の伽藍と、聖徳太子御親筆の『法華經義疏』の草稿本とを挙げたいのである。

法隆寺伽藍のことは、前既にこれを述べて置いた通りであるし、聖徳太子御著作にかゝる、三部の大乗經典に關しても、これから述べる順序になつて居るのであるが、それに先きだつて、『法華經義疏』の草稿本について、一言して置きたいのである。聖徳太子が『勝鬘經』と、『法華經』と、『維摩經』との注釋を著述し給ひしことは、權威ある多くの記載があるばかりでなく、その三部の注釋は、今現に世上に流布し、その道の教權とされて居るのであるが、まさかに、その草稿本などが、今まで存在して居ようなどゝは、全く以て思ひもよらなかつたところである。

然るに、大正七年であつたと思ふが、『法隆寺大

鏡』の編纂者の出願に依つて、曾て法隆寺から、帝室へ獻納となつて居た、幾多の靈寶の撮影を許された時、この『法華經義疏』四卷も、共に撮影を許されたのであるが、これを拜觀して私どもは、實に不可思議の因縁に、感激をさへ覺えたのである。それは、大正十年が、聖徳太子薨後千三百年に相當するといふので、これを記念するために、國民擧つて、太子精神の復興をしなければならぬと考へ、朝野の名士が、いろ／＼とそのため、努力の眞最中の大正七年に、太子御親筆の草稿本が、再び世に出たといふ事は、決して、偶然なことでないような氣がしたのである。

『この法華經義疏』の草稿本を、太子の御親筆であると斷定するには、種々なる論證がある。しかし、今はそうした考證や議論を避けて、結論だけを述べ

るならば、第一、その用紙が、奈良朝以前のものと推定し得べきこと。第二、書風が、六朝寫經のおもかげがあつて、これを近來澤山見ることの出来る、新疆、燉煌などで發見せられた、古寫經と比べて、推古時代のものであると、斷じ得べきこと。第三、その筆致輕妙を極め、才氣縱橫、到底、謂はゆる寫經生輩の、企て及ぶところでなく、全く、偉大なる人格の發現とも、見るべきものであること。第四、刀子で紙面を削つて、書き直したところ、削り過ぎて破れたところは、裏から張紙して、書き改めたところ、行と行との間へ、書き加へられたところ、その苦心慘澹、著作家が、當然歩むべき道を、如實に歩まれた足跡が、まさ／＼と遺されて居ること等々。及び諸種の文獻に徴することに依つて、これを聖徳太子御親筆の草稿本であると、斷定することについて

は、何人も異存のないところである。

殊に、卷首に、「此是 大委國上官王私集、非ニ海彼本」と記してあるのは、實に太子の、自主的精神を、最も明確に宣言せられたものであつて、痛快極りないものがある。由來、佛教の典籍と言へば、悉く、支那、三韓から傳來したものばかりの中に、この『法華經義疏』は（他の三經の義疏も同様である）、全く、日本人の手に成つたものだといふのであつて、當時、政治も、外交も、宗教も、道德も、すべて日本的な、自主的なものにしてしようといふ、太子の面目が、躍如として居るではないか。

そこでこの『法華經義疏』は、日本に於ける最初の著述であつて、日本人の筆蹟としても、また最初のものであり、日本人の外國文の著作としても、また最初のものであることは、言ふまでもない。そう

して、著者自身の草稿本、しかもそれが、外國文の著作だといふ、三拍子揃つたもので、千三百年以前のもの、現存して居るものは、恐らく、世界のどこにもあるまい。こうした意味から、この『法華義疏』の御草稿本は、實に、國寶以上の、世界寶といふべきである。(花山信勝君は、この『法華經義疏』の研究を完成して、先年、帝國學士院に於て、恩賜賞を授與せられた。)

イ、『勝鬘經義疏』

さて太子が特に選まれた三經の内容は、どのやうなものであるかといふに、先づ『勝鬘經』これは普通のお經とは異つて、佛説ではなく、一婦人が、佛の威徳を背景として説いて居るのである。具さにいふと『勝鬘獅子吼一乘大方廣經』といふ長い名のお經で、略稱『勝鬘經』といふ。支那南北朝、

宋の求那跋陀羅が傳譯せる一卷本である。荒筋をいふと、釋尊が舍衛國の祇園精舍に居られたとき、佛の篤歸者であり教團の外護者であつた波斯匿王が、妃の末利夫人と共に、その一女の勝鬘夫人——阿瑜闍國の友稱王に嫁してゐた——に書を贈つて佛徳を讚歎すると、勝鬘夫人は遙かに釋尊を奉請し、佛身の示現を見るや、十大受、三大願、更に無數の願を攝する攝受正法といふ一大願を發し、一佛乘、三種人について、夫人自ら大乘佛敎に對する見解を述べる。釋尊は一々それに印可證明を與へ、夫人の眞實なる悟りを讚歎して、空を踏んで歸るといふ筋書である。説かれた所は、大乘佛敎の根本義に立つもので、その幽理玄談は『華嚴』『法華』『涅槃』等の諸經と相通じ『維摩經』と同じく、在家得道の信仰を顯示し、高遠なる哲理を説くと共に、一般に佛敎道

徳の根據を與へてゐる。

一經所説の肝要は『攝受正法』と『如來藏』との二つに歸せられる。正法とは佛の本懐として示された極大乘の法で、此の法を如實に受け入れ、之れに體達するのを攝受正法と云ふ。如來藏とは、此の正法と一致契當して毫も異ならぬ本質は、元來衆生各自に具備して居るが、たゞ覆藏し潜在して居るので、知らずに居るだけで、正法に體達するといふも、此の如來藏を自覺し自證することにほかならぬといふので、前に述べた一體三寶、同歸一因、一乘道の深理と全く異語同義である。太子の疏にも一乘の章を解釋して、

一乘は是れ一體三寶の因にして、一體は是れ一乘の果なり……果既に是れ一なることを明かせば、即ち因も一なること明かなり。

と言はれて居り、また攝受正法の一體の義を解釋しては、

能攝の心は所攝の萬行正法と異なることなく、所攝の萬行は能攝の心と異なることなく、萬行正法は是れ攝受の心なり……心と法と一體にして二相なし。

と言つて居られる如き、正しく一體三寶の實を擧げ、一乘道を歩む様子で、國政上でいへば、國君と國民と共に國體の本性を心とし、その心とその實行とに於て一致融合すれば、そこに國家の眞の生命が顯はれるわけになるのである。一女性によつて説かれたといふ此の經を、女帝にまします推古天皇が特に求めたまひ、太子が叔母君(推古天皇)のため、に講讀せられたといふことだけでも意味があるが、更に、一體三寶、一乘道の極致を、國の元首、天皇

にすゝめまわらせたといふ點に、深く貴き意義が拜せられねばならぬのである。

ロ、維摩經義疏

次に『維摩經』これも主人公は一在俗の、謂はゆる居士である、此の經には多くの異譯本があるが、現存のものは三種で、吳の支謙譯『維摩詰經』二卷と、姚秦の鳩摩羅什譯『維摩所說經』三卷と、唐の玄奘譯『說無垢稱經』六卷とである。一般に廣く行はれて居るのは羅什譯の三卷本で、これが註釋書も、支那、日本に澤山出て居り、聖德太子の義疏はいふまでもなく、日本最初のものである。維摩は梵語に維摩羅詰といふの略で、義譯は淨名または無垢稱といふ。佛在世に毘耶離（吠舍離ともいふ）城内に住んでゐた長者の名で、一在俗の身でありながら、大乘の深義に體達し、辯才無碍、つねに佛弟

子、菩薩衆を説破し痛呵したが、或る時この維摩居士が病氣で方一丈の室に臥せつて居るところへ、佛が弟子達を見舞ひに遣はさうとするに、舍利弗、目連、迦葉、等の十大弟子が、皆な會て居士にひどく叱られたことを言ひ立て、辭退する、菩薩達も矢張り同様、誰も彼も使ひに立つ資格がないといふので最後に、七佛の師といはれる智慧の文殊菩薩が、羅漢、菩薩の大衆を引きつれて往訪する。維摩はその無數の大衆を方一丈の室に請じ入れ、天上界の珍饈を饗するなど、いろ／＼の奇蹟を示して、舍利弗たちを驚異感歎せしめたりする場面もあつて、それから三十二菩薩の一人々々と、不二法門について問答があり、最後に維摩は文殊の間に答ふるに、たゞ默然無語を以てした。有名な維摩の一默で、禪の公案などにもやかましい一則となつて居る。終りに維摩が

その大衆と俱に佛の處に來り、佛との應答があるといふ筋であるが、結構が不可思議幽妙なる一篇の劇であるばかりでなく、文辭また頗る高雅雄渾の氣韻を漂はして居るので、専門の僧徒ばかりでなく、一般の學者、詩人等の間に、廣く愛讀されて來たものである。

この經中に維摩の人物を説いて、

人を度せむと欲するが故に、善方便を以て毘耶離に居す。資財無量にして諸の貧民を攝し、奉戒清淨にして、諸の毀禁を攝し……決定の慧を以て無智を攝す。

と言つて居るが、太子は之れを釋して、

維摩詰は……德は衆聖の表に冠し、道は有心の境を絶し、事は無爲を以て事と爲し、相は無相を以て相と爲す。何ぞ名相の稱すべきあらむ、國

家の事業を煩しと爲すも、但だ大悲息むことな
くして、志は物を益するに存す。形を世俗の居士に同じうして、處を毘耶離に宅せり。

と稱讚せられて居る。宛然維摩居士の全人格が、經中から抜け出て、太子御自身を現出したかの觀ありと申されるではなからうか。殊にこの所説は、般若眞空の深理に立脚し、實相無相、不二不可得の大乗思想に通徹して居るもので、究竟、一體三寶、同歸一因の一乘道を明せるものと見られ、こゝにも太子が一貫の御理念を拜せられるのである。

一乘道に於て、萬法は一心に收められ（如來藏）
一心能く萬善を展開する（攝受正法）これによつて上に向つて菩提を求むるも、下に向つて衆生を救ふも、等しく法身如來の慈悲一體であるといふ此の一心を、維摩は『直心』と説いて居るのであるが、

太子は直心を解して、

菩薩、因（修行時）に在るの日に、自ら無相の直心を修し、用つて衆生をして直心を修せしむ。菩薩無相の直心は即ち佛果を感じ、衆生有相の直心は自づから淨土を感ず。

と云つて居られ、維摩が「心淨ければ佛土淨し」と説破し、「直心是れ菩薩の淨土」と示して居るところには、

夫れ國土を論すれば、淨穢殊なることありと雖も、此は是れ皆な衆生の善惡に由つて感を爲すが故に、衆生に於ては必定して己が國と稱するの我なり……若し至聖を命すれば、即ち智は眞如の理に冥（合）して永く名相の域を絶す……萬法を照すを心となす、何ぞ名相として量るべきあらんや。寧ろ復た定めて己が國と稱せむ

や。而も大悲息むことなく、機に隨つて化を施す、則ち衆生の在る所至らざる所なし。故に云ふ、衆生の類は菩薩の佛土なりと。

と註釋せられて居る。その他、經中には「衆生疾むが故に我れ疾む」とか「高原陸地には蓮華を生ぜず、却つて游泥の中に生ず」とかいふ如き一體、一因の思想は隨處に見られる。特に此の經のヤマともいふべき不二法門の問答に於て、維摩一默の喝破の處に至つては、一乘法の究極といはずして何であらう。

ハ、『法華經義疏』

『法華經』これは『仁王般若經』『金光明經』と並せて『法華三部經』と稱せられる中の本經で、古來漢譯は六回行はれたと傳へられるが、現存は西晋の竺法護譯『正法華經』十卷。姚秦の鳩摩羅什譯『妙

法蓮華經』七卷（後に提婆品の一章を加へて八卷）隋の闍那崛多と達摩笈多との共譯『添品法華經』一卷の三本であつて、一般に行はれて居るのは、羅什譯である。太子の用ひられた底本は、羅什譯の七卷本で、提婆品の一章を缺いて居る。

『法華經』は、釋尊の晩年、入滅の前八年間に説かれたもので、佛出世の本懷を明かすといひ、それ以前に説かれた『阿含』『方等』『般若』の諸教は、淺略なる小乗より漸次誘引向上せしめた方便、即ち權教であつて『法華』の會座に至り、初めて一乘眞實の極大乘を示したといはれ、一乘といへば『法華』の代名詞のやうにさへ通用してゐるのである。一乗の乘は文字の如く乗り物の意で、人を乗せて迷の此岸より悟の彼岸に運ぶもの、即ち、正法のことであるが、乗り物にも大小があるので、『法華經』には、有名

な三車の喩が説かれてある。それは、小乘羅漢の教は羊車であり、羅漢のやゝ上級と見られる辟支佛は鹿車、此の二乗は自利を主とする小乗なるに對し、菩薩は利他を先とする大きな乗り物であるところから、牛車に喩へられた。この菩薩が究極に到達した名が佛で、菩薩道によつてのみ、佛果が得られるのだから、菩薩一乘は即佛一乘であり、これを大乘法といふのである。ところで、前來述べて來たように、人本具の如來藏の一因により齊しく此の一乘の正法に攝受せられ、同歸一體凡聖不二で、凡夫外道惡人みな例外なく、佛一乘に歸入すと説かれるが、たゞ自利主義の二乗は、小悟小成に腰かけてゐるから、そのまゝでは永久に佛乘は得られない。それが方便の權教であることを自覺して、菩薩の一乘道に轉向して初めて得られる、と、『法華』の會座では、二乗を嚴

しく彈呵して居るので、二乗及び菩薩この三乗の道法を開示して、悉く一佛乘に歸入せしめる。これを開三顯一といふのである。

かくて『唯一乘法、無二亦無三』と此の一乗の大道一枚になり切ることを説き、眞に此の大道と一枚なれば、宇宙一切の現象は、そのままに大道の顯現であつて、大道を離れた一塵一物もない。その有様を『法、法位に住して世間相常住』とも示し、『治生産業皆な是の正法にあらざるなし』とも教へて居るので、之れを『諸法實相』といふ。而して、此の宇宙の實體たる一乘法、根本實在を洞觀し體取する力を『眞實智慧』と名づける。即ち『諸法實相』と『眞實智慧』これが、此の一經の眼目と謂はれるのである。

以上の如く三經の内容、各々その立場を異にし、

形に於てはその角度觀點が別々のやうに見えるが、その歸趣は全く一つで、電波の波長がピッタリと合ふ如く、放送される音調は齊しく『一乘法』と響く。即ち三經の所説を要約し、理致を擴充すれば、究竟一體三寶の妙諦にはかならぬのである。

太子が三經の疏を作られてから、およそ百六十年許り後、奈良朝の末期、光仁天皇の寶龜三年に、誠明、得清などいふ人々が入唐のとき、太子の『法華經義疏』『勝鬘經義疏』を携へて行き、龍興寺の靈祐阿闍梨に與へ、それを後に、支那天台宗中興の祖と稱せられる荊溪大師湛然の弟子、法雲寺の明空法師が、たまくそれを閱讀して感歎し、つひに太子の疏に更に註疏を作つて『勝鬘經義疏私鈔』六巻を著した。ところが其の後およそ六十年、仁明天皇の承和五年に入唐した、慈覺大師圓仁（傳教の弟子、

叡山の三世）が在唐中この『勝鬘經義疏私鈔』を見て驚異し、寫し取つて承和十四年歸朝のとき持つて來た。支那には『勝鬘經』の註釋は、大家碩學の著作少からずあるのに、わが太子の疏が向ふの教學者に珍重され、註疏まで作られたとは、正に逆輸入の奇觀である。推古朝時代に於て、よくもそれほどの漢文が自由に書きこなせたものだ、此の一事だけでも感歎せられるが、文辭もさることながら、太子の理念識見に、他の追隨を許さぬ卓抜のものがあるからこそで、こゝにも非凡の聖者におはす御面目が仰ぎ見られねばならない。

第五節 神祇の祭拜

太子の御事蹟に於て、佛教興隆の一面が、特に豪

華に見えるので、佛教を好まざる部類の人——神官、儒者、國學者等——の中には、偏狹な感情に驅られて、根據もない非難の箭を、太子に向けるものが、後世甚だ少くない。大に根據を得たかの如く思つて唱へて居る説に、『聖德太子の十七條憲法に、神祇に關したことが、一言一句もない。佛に溺れて神を忘れたものである』といふのがある。これは、その根本觀念に於て、神と佛とを混同して居るので、恰も佛教初めて渡來の時、物部氏、中臣氏等が、『外國の蕃神を祭つては、日本の神々の怒りに觸れる』と骨張したのと同じやうな、淺薄な見解で、佛とは何ぞやの見定めも何もない幼稚な考である。端的にいへば、宗教と道德とのケジメも辨へぬといふものである。

我が國の敬神崇祖の美風は、我が國民精神に固有

する道德であつて、決して宗教ではない。従つて神社は宗教にあらず、神道も宗教にあらずと、當然に結論づけられる。佛教は、幽深なる哲學に立脚し、廣汎なる學問、道德も綜合して居るが、宗教であつて、教祖の佛は、眞理に目覺めたる人格の義であるから、佛と日本の神とは、本質的に全く別な存在であり、混同することの出来ないと共に、兩者は何等對比衝突もなく並立し得るものである。明治天皇欽定憲法に於ても、信教の自由は保障されて居り、同時に、神祇の祭祀は國家的聖儀として、畏くも皇室が御率先その範を垂れさせたまひ、國民は擧つて此の神代より一貫の惟神大道に歩調を一つにして行進しつゝ、而も神社にも額づき寺院にも詣り、一つ屋根の下に神棚と佛壇とを安置して、そこに何の矛盾撞着も感ぜず、敬神と崇佛とが、圓滑に行はれて居

る。一は國民道德、一は人類の宗教、二者の本質全く別なることを知るべきである。

聖德太子が、佛に溺れて神を忘れるなどいふことの有り得べからざるは、最早釋明の要もない筈である。これまで繰り返し強調して來た太子の理念、一貫せる日本精神の發揚といふ、一乘道に存したことを知る以上、神祇に對する太子の御態度の何であつたかは、言はずして明かでなければならぬ。が、皮相論者の蒙を啓くために、その證左を明示しておかう。

『日本書紀』推古天皇十五年二月九日の紀に、

詔して曰はく、朕聞之、曩者我が皇祖天皇等、世を宰めたまふや、天に踞まり地に踞して、敦く神祇を敬まひ、周く山川を祠りて、幽かに乾坤に通はず。是を以て陰陽開け和ぎ、造化共

に調ふ。今、朕が世に當りて、神祇を祭祀すること豈怠ること有らむや。故に群臣、爲めに心を竭し、宜しく神祇を拜すべし。

と明記されており、その十五日には、皇太子及び大臣、百僚を率ゐて、以て神祇を祭拜す。

とある。太子の神祇祭拜は、單なる一片の布告ではない。太子は之れを御躬を以て、歴然と垂範せられて居るのである。『憲法十七條』に神祇の事に及んだ條章がないとて、太子を非議し奉るが如きは、正に檐板漢でなければなるまい。

第六節 儒教の活用

『十七條憲法』を太子攻撃の種にして居るのに、ま

た頗る變つたのがある。それは太子が儒教經典の思想用語を濫用して居るのが怪しからん、と云つた風な物言ひをつけたもので、たとへば、新井白石の如きは『十七條の文辭、要するに佛教の諸惡莫作の義を敷演し流布せむが爲めの方便として作られたものである』と見て居り、安積良齋の如きは更に極端に『太子の憲法の條文には、佛教に關するものは僅かで、却つて儒教道德のことが、最も多く説かれてある。これは太子が儒教の道德説を剽窃して治世の用具とせむとしたもので、太子の志もとより儒教に存するのではない』と論じて居る。諺に「桀の犬は堯帝に吠える」といふが、世に聞えた大儒にしてなほ此のやうな己我偏執の見に墮して居る。一犬虚に吠えて萬犬實を傳ふで、他の群小腐儒輩が之れに附和して、時論を謬り人心を妄惑したことは、まこと

に憐むべく悲しむべしといふのほかはない。

太子攝政の大精神、佛法興隆の理念は、すでに炳として明かである。佛法のために神道を無視し、儒教を疎外しなければならぬといふ理由が、何として有り得よう。太子が親ら百官を率ゐて神祇を祭拜せられた事實は、先既に述べた通りであるが、佛教と神道とを取り、儒教だけは嫌つて、繼子扱ひにするといふ如き態度が、太子に、どうして有られるものか、小野妹子を二度目に隋へ遣はされるに當り、四人の學問僧と共に、四人の留學生を同伴せしめられた事實に見るも、太子が儒教を如何に重んじ、佛教と並せて之れを輸入して、新文化建設の上に活用せられたかを知るべきである。前にも言つたが、此の留學生達が二十年、三十年の長い留學から歸朝し、大化の新政にその蘊蓄を傾けて、大に貢献したとい

ふのも、ひとへに聖德太子の賜である。

元來、儒教は、修身齊家、治國平天下といふことを、標榜し、古來、士大夫の學、政治の學を以て本領とせられたもので、私は、原始儒教を、未組織政治學と呼んで居るのである。それが深い哲理道德を盛つた體系を見るに至つたのは、太子時代より三百年、數十年も後の、宋の世以來のことで、周濂溪、二程子、朱子、陸象山、等の唱説するところである。それは大に佛教の哲學思想に影響されたものといはれるが、太子に於かれては、佛教は佛教として、儒教は儒教として、それ／＼の方面に其の特徴を活かし、何の抵觸も矛盾もなく、自在無碍に應用せられたもので、即ち、日本固有の國民道德、淳風美俗の保存の爲めには神祇祭拜の儀に據り、官吏政治の學としては、儒教を採り、一般國民の思想教養感化の爲

に佛教を興した。而も太子の理念に於ては、この三は三即一と圓融統合された一體のものであつたと見られるのである。

儒教が始めて日本に傳へられたといふ、應神天皇の十六年から、推古の朝、聖德太子攝政時代に至るまで、大凡三百年を經過して居り、此の間には可なり之の進歩發達がなければならぬが、實際は甚だ遅々として進まず、特に學問業績の見るべきものとは太子以前には記録に遺された何も無い。前に我が國最古の文字として、法隆寺の『藥師像光背銘』が擧げられた如く、文字を以て文を書くといふことが段々廣く行はれるやうになつたのは、實に太子の時に始まるので、太子は國語を尊重せられ、冠位の『大德』を『麻卑兜吉寐』と訓まれたといふ例の如く、漢字を假りて國語をうつすことに、御苦心御努

力を拂はれたが、それが後に多くの人々の努力を喚起し、繼續せしめて、謂はゆる萬葉假名から更に進んで、片假名、平假名を生むまでになつた。此の意味に於て、太子はまた我が國に於ける文字の生みの御親ともいはれるのである。

日本傳來の佛教は、いふまでもなく漢譯の經典を中心としたもので、佛典を研究する者は先づ漢文が自由に讀めねばならぬ。漢文に通するに従つて文字使用の實力も自然に養はれ、文章も自在に書けるやうになる。これは當然のことであるが、太子は佛教と並せて、儒教を盛に活用せられ、制度文物輸入のために、留學生を送られたほどであるから、佛教、儒教、史文、あらゆる學問が、急速進歩の運を促したのである。太子は日本佛教の父であると共に、また儒教の母でもあるとこそいふべきで、後代の儒者達

は、職人が工藝の祖として『太子講』を組織し、『太子様』と崇める如く、太子の前に叩頭跪拜して可なりであらう。それを、太子が儒教を剽窃せられたなるとは、以ての外の曲事である。

太子は、單に佛教と儒教とからだけ、その榮養を攝取せられたといふのでないことは、『十七條憲法』に用ゐて居られる古文成語からも、證據立てられるのであるが、前にも述べて置いたように、その引用せられた文献は、書經、詩經、禮記、孝經、論語、管子、孟子、墨子、莊子、韓非子、左傳、史記、漢書、文選等であつて、謂はゆる諸子百家の説、その取るべきは、道家、法家、刑名家と雖も、悉くこれを自家藥籠中のものとせられたのであつて、佛に淫するとか、儒に偏するとかいふ、そんな隘小な我見に囚はれ給ふが如きことは、絶對にあり得ないのである。

ある。殊に、十七條憲法の十七といふ數は、前にも言へるが如く、岡田正之博士に従へば、『管子』に、「天道は九を以て制し、地理は八を以て制す。」とある、この天の數九と、地の數八とを合して、十七とせられたものであらうといふのであるが、若し果して然りとすれば、いよく以て、太子の坦懷宏量にましますことを、景仰せざるを得ないではないか。(姉崎、白井兩氏に、別の説あること、前に述べて置いた。)

第七節 御理想御信念

太子の宗教的信念、學術上の造詣、及びこれが體現の眞相は以上の如く、根本理念は一體三寶の原理を以て一貫されたものであることが知られる。言ふ

までもなく、太子御理想の三寶は、形式的、有形的なる佛像や經文や僧尼ではない。一切を統合した一乗の法に基き、一切衆生を容れ、教導感化する永遠の佛陀——法身——を中心とした三寶であつて、これを國家の上でいへば、國君、國法、國民の三が渾然と統合されて、天壤無窮の寶祚に歸一するといふ深遠にして、微妙なる哲理に、立脚されたものである。

かくて三寶は、宇宙生命の三方面として一體であり、人生は此の一體三寶の理を、事實に活現すべき活舞臺であるとせられたので『憲法』第二條に「四生の終歸、萬國の極宗」といはれ、此の妙諦は、國家の生命線として、民衆ばかりでなく、治者もまた共に之れを生命の目標と定め『和を以て貴しと爲し、三寶一體の理想の下に、上下和睦、事理通達の政治を實行せむとせられた。即ち太子に在つては、

一體三寶の理想は、單に佛教といふ一宗教の教義理論ではなく、又表面的なる便宜政策の規則でもない。實に宇宙人生を貫く普遍的にして、永遠不易なる眞理を直に國家の生命の上に活現せられた、太子の活ける思想の躍動である。

かうした大乘佛教の思想信仰を持たれた太子は、大乘の菩薩を以て自ら任ぜられ、自ら信じて他をも信ぜしめ、自ら行うて他をも行はしめ、自利と利他と一如圓滿にして、萬善を一心に收め、慈悲一體の法身に同歸することを目標とせられた。『憲法』第三條に「君を則ち天とし、臣を則ち地とす。天覆ひ地載せ、四時順行して、萬氣通ずることを得」と、云ひ、第十二條に「國に二君なく、民に兩主なし。…任ずる所の官司は皆是れ王臣なり。何ぞ敢て公の與に百姓に賦斂せむ」と云はれたのも、此の一體の理

致にほかならぬ。

三經の御製疏に於ても、此の一體の理念は、一貫せられて居ることは前に述べた如くであるが、就中『法華經』の一乘法を中心とし、これが實行方面は『維摩經』の直心『勝鬘經』の攝受正法に於いて宣明せられたと見られるのである。いづれにしても、菩薩一乘道の尊さは、教理ではない。實踐的行願に在るので、空理空論であつては、菩薩としての自覺は不徹底、無價値といはねばならない。この點に於ても太子の御信念は、まことに尊貴なもので、千古不朽の偉業の一々が、皆太子の信念に出でた理想の實現ならざるはないのである。前にも引用したように、勝鬘夫人が佛に向つて誓願を立てた中に、

世尊よ、我れ今日より乃し菩提に至るまで、自ら己が爲めに財物を受け蓄へず、凡そ受くる所

あらば、悉く貧苦の衆生を、成熟する爲めにせむ。

世尊よ、我れ今日より乃し菩提に至るまで、若し孤獨、幽繫、疾病、種々の厄難困苦の衆生を見れば、終に暫くも捨てずして、必ず安穩ならしめむと欲し、義を以て饒益し、衆苦を脱せしめむ。

とあるが、かの四天王寺の療病院、施藥院、悲田院は、如實に此の經文を實行せられたものと見られる如き、最も適實なる一例である。ところが、たゞ佛說聖典だから、何でもかんでも盲目的に、無批判に信受奉行すると云つた太子では、決しておはさぬ。すべては國體中心の一乘道に導入し同化するといふ太子独自の信念と識見には、驚歎すべき高邁不拔のものがあらせられたのである。

そも／＼太子が、『勝鬘』『維摩』『法華』の三經を、特に選擇し採用せられたのも、偶然、漫然と縁に隨ひ手にまかせて取られたのではない。そこにはやはり、太子の或る御用意の潜められてあることが窺はれるのである。

一大藏經、黃卷赤軸五千四十餘卷と稱せられ、中に、大乘の高峰頂と目される『華嚴經』とか『涅槃經』とか『圓覺經』とか、その他多くの經論があるが、それらには或は四十卷、或は六十卷、或は八十卷、『大般若經』の如きは、六百卷といふやうに大部のものがあつて、印度、支那のやうな大陸的氣候風土の中に、至極ノンビリとした生活を營んで居る國民にはそれでよからうが、日本の國土風物は彼れと同じからず、國民性も全く別で、悠長なことは嫌ひ、何でも簡潔に手つ取り早く急所をつかむと云つた國

民であり、第一國體に於て、特異性を有つて居るので、佛敎を移植して我が文化に培ふといふ上にも、最も適合せるものを選ばねばならない。といふことも、三經を採擇せられた、一つの理由であつたらうといふ者もあるのである。それは此の三經は、前にも云へる如く、『華嚴』『涅槃』等の大乘經典と同級同格なる深遠幽妙の敎理思想を含蓄して居り、而もその形は、一卷、三卷、七卷と小じんまりしたもので、日本人向けとして、最も適應した聖典といふことが出来るからだといふのである。それも一理あるかも知れない。しかし、そんな淺薄な皮相なことかただけの理由で、この三經を選び給ひしといふのではない。太子の佛敎觀は、もつと博大なものであつて、女人非器など、言つて、女人成佛を否定するよるな、そんな偏狹な佛敎は取らない。又、佛道の修

行、佛陀の救済が、僧侶といふ特殊階級にのみ限定せられるといふ様な、そんな融通の利かない佛教は取らない、男子も女人も、僧侶も俗人も、皆悉く佛果菩提を證し得らるゝ佛教、極樂淨土に往生し得られる佛教こそ、人間の求める佛教であり、日本に適する佛教であるといふお考へから、謂はゆる印度佛教でもなく、謂はゆる支那佛教でもなく、謂はゆる三韓佛教でもなく、純日本佛教を建設せんとせられたのであつて、さてこそ、數多き大乘經典の中から、特に『勝鬘經』『維摩經』を選び、更に佛教々學の極髓として『法華經』を選ばれたものと拜察するのである。

然るに、奈良朝に至つて、謂はゆる南都の六宗といふが如き支那佛教が、鉢植のまゝ傳來して、花爛漫と咲き亂れ、そのために、太子の高遠雄大な日本

佛教建設の聖業は、頓挫せざるを得なくなつたのは、誠に千載の恨事といふべきである。しかし、鎌倉時代に至つて、親鸞の如きが現はれて、幾何か太子の佛教を復興したかに見えるのは、日本佛教に取つて、せめてものの幸慶といふべきであらう。

従つて太子が三經の疏をお書きになるに當り、大陸の學匠達の手になつた註解書を参考せられたことであるが、それは、もとより文字通りの参考に過ぎず、取るべきは取り、捨つべきは假借なく捨てるといふ、極めて大膽な、鋭い批判を下されて居る其の卓拔なる御見識の、隨處に現はれるのは當然である。太子はそれら學匠の註釋を「本義」と呼んで居られるが、その「本義」の文を評して「超文煩譯」（經文の意味を超えて説き過ぎて居る）とか「今不須」（今自分は此の説を須ひない）とか「似少不當」

（經文の義に近いが少しく見當外れだ）と云つたやうな評語が處々に下されて居るのである。

また『勝鬘經』の十大受の章——勝鬘夫人が十種の大誓願を立てた——中に「諸の尊長に對して慢心を起さじ」といふのがある。此の「尊長」を、支那の學匠は「師父」の二として居る。支那のやうな易姓革命の國柄では、自己を中心に師を尊とし、父兄を長とするも怪むに足りないであらうが、太子はそれでは我が國體に契はぬとの御意見で「三處を尊と爲し兄秩を長と爲す」と註疏を施されて居る。三處とは君と師と父の意で、先づ第一に君主を置かねばならぬとせられた。こゝにも太子がわが肇國精神の發揚、國體明徴の一乘道に立たせたまふ理想信念が、歴々堂々と仰ぎ見られるのである。

なほ『法華經』に於て一つの例を擧げて見れば、

經中「安樂行品」といふ一章には、身心安樂の行道には、國王大臣に親近せざれとか、婦女小兒に親近せざれとか種々の禁止條件を示し、獨り閑處に於て坐禪觀法せよと説いてある。これも印度、支那の國風では、出家修道の正しき儀法として、學匠達誰も怪まないのであるが、太子は之れを咎め、排撃して居られる。即ち權勢名聞や、婦女小兒などを修道の障害として、幽閑の爲に逃避し、獨善的に靜觀練思して居るといふ如きを以て、佛道の能事了れりとするのは、甚だ消極主義なる小乘道である。大乘の菩薩精神からは、十字街頭、熱鬧の市中にも大手を振つて出入が出来なければならぬ。生きてる社會、國家の表面に立ち、何事にも直面し、何人をも教化してこそ、眞の菩薩である、といふ意味合のことを強調されて居るのである。『法華經』には他の章に於

て、如何なる衆生も、悉く一乘法に轉向し超入することの出来ることを説いてをり、また現前に七歳の少女が成佛する事實を演出するといふ一場面さへあるので、婦女小兒など問題ではない。殊に『維摩經』に於ては、三毒煩惱そのまゝ佛道であることを説破して居る。畢竟、大乘の極致は、形式的ではない。精神主義、生命主義であつて、貴賤も男女も、すべて超越し、無相の相にして實相を諦觀する。太子は此の究極に通徹し、たとへ大乘經典といへども、文辭言句に拘泥することなく、直下に佛如來の生命精神を體得せられたので、實に恐れ入つた達識卓見と申さねばならない。

釋迦牟尼によつて、印度に根をおろした菩提一株の幹は次第に伸びて、根本佛教より部派佛教、更に大乘佛教と發達し、それが、支那大陸に移植されて

は、いよ／＼枝葉繁茂して、華嚴、天台、三論、法相、禪、密、律、等の諸宗を展開した。此の印度支那に生長發達を遂げた佛教が更に日本に移され、奈良、平安、鎌倉の時代にかけて、その太つた幹、その繁つた枝に、絢爛完美の華實を着けた。かくて佛教は根こそきソツクリ日本のものとなつたといふ形である。が、此が進展推移の跡を調べ、整理して見ると、印度に在つては、戒律主義、形式的なる小乗佛教が主流となつて折角發達した大乘佛教は、つひに全く振はなくなつてしました。支那に於ては、大乘共に黄金時代を現出したが、その特色は著しく思想的、哲學的で、宗教としての熱度はあまり高くない傾向があつた、それが日本に來ると、各宗の祖師が生涯の行實に示して居るやうに、宗教としての活力、信仰の生命を吹き込まれ、而も小乗の形式主

義は取らず、純粹なる大乘佛教を建設した。日本にも謂はゆる南都六宗中に成實、俱舍といふ小乗教の名はあるが、それは教學としてあるといふだけのこと、成立宗派ではない。現在日本の佛教各宗は皆な大乘佛教に屬するものである。

千江水有り、千江の月、一輪の明月は水の縁に隨つて何處にも影を宿す。しかし、大海波上の月、池沼水面の月、泥溝の月、一椀水の月、それは各趣各別である如く、印度、支那、日本と、縁に隨ひ感に赴き、佛法の光りは遍く照すといへども、各々の國柄により、それ／＼相應の佛法を建立した。而して日本は大乘相應の地といはれ、純大乘佛教の現成を見た。その日本佛教の祖は……誰でもない、實に聖德太子『和國の教主』と仰がれるのである。太子の理想信念は上述すでに十分明白、天壤無窮の國土に

純大乘の一乘法を取り入れ、印度、支那に見ざる、『日本の佛教』を創建せられたのである。かくて日本佛教の諸宗は、みな其の源を聖德太子に發するといはれるのであるが、それについては、別に後章に述べることにする。

第八章 太子に關する世論と 上宮王宗の慘禍

第一節 眼花するもの多し

禪の問答用語に『第二の月』といふのがある。月の體はもとより一つ、それを二つ以上に見るといふ

のであるが、どうしてかといふと、古徳の句に、

目を押せば二つ出るなり秋の月

とある如く、正しい視覚を障碍することによつて、唯一つのものが二つにも三つにも見える。参禪途上、この分際ぶんさいに停滯する者は、「眼花がんくわする勿れ」とばかり、師家から三十棒を喰らはされる。眼花とは眼を疾むものが、空間に何も有りもしないのに、いろ／＼の花模様はなもようの如きものを、チラ／＼と認めることをいふので、向上第一義、絶對不二なる悟りに徹底しないと、アレカコレかと情識分別じやうしきぶんべつの妄想に囚はれるといふ様子を云つたものである。ところで、今聖徳太子の御一生は、上來だん／＼敍べて來たやうに、如何にも高く、深く、圓淨なること大空一輪の皎月こうげつとも仰がれるべき御存在であらせられるが、後世に至つて、種々雑多しゅしゅさつたな太子觀を爲す者が出て、褒

める者、貶おとしす者、而もそれが、馬鹿げた禮讃らいさんや、氣狂ひじみた惡罵あくばや、紛々區々として、つひに太子の眞實の御姿を、正しく拜し奉ることが出來ないものにしてしまつた。まことに畏れ多い限りと申さねばならぬ。が、そうした兩極端りやうきょくたんに行ける者は、いづれも謂ふところの眼花の連中、第二の月を認める手合ひで、主我偏固の觀點から、眞實妥當の照準を歪曲して居ることに、自ら氣づかない。つまり斜視、亂視、若しくは錯覺、幻覺以外の何ものでもないと斷ぜざるを得ないのである。

禮讃する側は佛教徒であつて、日本佛教の祖、吾等の太子といふ誇大優越の情に狂醉する者であり、惡罵橫議は佛教徒以外の者の反感嫉視に發するものであつて、この兩極端者の中心に置かれた目標は、太子と佛法興隆の一事に係り、他の政治、外交、文

化、各方面の偉大なる御事蹟には全く眼を塞いで居るのである。従つて、過褒に行き過ぎ、極貶に脱線するのは、寧ろ當然と言ふべきであらう。

奈良、平安の時代、佛教全盛を見た頃はいふまでもなく、鎌倉、室町、戰國と世降つて、社會混亂の間にも、學問、思想、文化の主流は佛教に在つて、反佛教の聲はあまり聞かなかつたので、太子に對する論難なども、おのづから起らなかつた。たゞこの間佛教に幾多の變遷推移があつたのにつれて、佛教徒が讃仰さんやうの的とする太子にも亦種々の變貌が描き出されるやうになつたのである。

超凡絶倫なる太子の天資、及びその御生涯の鴻徳偉業に對し、國民上下が感激感謝の熱情を沸かし、御在世中すでに人間以上の御存在として讃歎したであらうことは想像に難くないところであるが、それ

が薨後一層の追慕憧憬を加へるといふのも人情の自然で、かくて世を重ぬるに従ひ、いよ／＼廣く語り傳つたがれ言ひ傳へられて、わづか、百年ばかりの間にも、傳説化の色調は可なり塗り固められたもので、奈良時代前後に出來た『法王帝説』や『日本書紀』に、太子生れながらにして能く言ふとか、かねて未前を知るとか、夢殿に入つて入定中、金人の靈告に接して經文を解いたとか。或は『鑑眞和尚東征傳』には、太子を支那南岳惠思禪師の再來だなど、言ふ如き、常識では到底承認せられない非史實的記述が、少からず見受けられるが、その後に出來た太子傳記の類が、傳説によつて更に傳説を生み、平安時代に及んで、それら種々の太子傳を集大成したとも目される『太子傳曆』に至つては、妄誕附會、奇蹟靈異の一色に塗りこめてしまつた觀があり、全く地上の

人でない太子、夢の國、お伽の世界の太子に仕上げ
てしまった。これは古今東西の宗教偉人には付きも
の、信仰感情の所産であつて、ひとり聖徳太子に
限つたことではないといへ、あまりにも盲目的な
感情であり、低俗、無見識な態度であつて、我が佛
貴しの偏見も亦甚しといはねばならない。

更に世降つて、鎌倉、室町更に江戸と武家政治の
時代に及んでは、佛教徒の思想も社會の變遷と共に
一變して、太子觀に於ても、單純なる渴仰憧憬ばか
りでなく、主我的、巧利的なる不純の作意をつきま
ぜた悪質の虚妄附會にまで墮落し、太子を豫言者に
仕立て、謂はゆる『未來記』の類が續出するやう
になつた。たとへば『天王寺碼頭碑文』と稱するも
のゝ如き、

人皇百代にして、(中略)兵亂が起り、邪法が

弘まり、日本は、蒙古の爲めに奪はれるであら
う。その邪法とは禪の魔法で、この魔法が蔓る
から、正法が滅び、王法は盡きるのだ。

と云つた風な意味を、四言句の韻文形式に綴り、
これが聖徳太子の豫言だといふのだから、全く恐れ
入るが、内容から見て日蓮門徒の妄作なることは明
かである。また『聖徳太子日本未來記』といふもの
がある。これは、

太子の時より六百年後に兵亂が起り、武士の天
下となる。其の時佛法興隆して、天台、眞言、
律、禪、念佛の諸宗が盛になるが、時に魔王が
佛法破滅を企て、三人の眷屬を遣す。其の名を
一遍といひ、日蓮といひ、親鸞といふ。各々佛
法を説くが、それが正しき佛法を滅す邪法であ
るから、これらは飽くまで絶滅しなければなら

ぬ。

と云つたやうな内容であるが、『淨土宗門興繁し
て、惠遠、善導の出世にも超えたり』なんといふ語
句があるに見て、これは淨土宗の者に手に成るもの
と思はれる。此の種未來記など、まことに子供だま
しとして一笑に附する價值さへもない。たわいな
ものではあるが、太子の御名をかたり、御人格を冒
瀆するの罪は斷じて許さるべきではない。獅子身中
の蟲とは正に此の輩のことである。

此のやうに、太子傳を謬り、太子の眞徳を冒瀆し
たのは、太子禮讃者たる佛教徒の傳説化、俗化の罪
であつて、謂はゆる最眞の引き倒しの愚を敢てした
ものと見られるが、之れが、たま／＼反太子の武器
として、逆用せられることになつたのだから、い
よ／＼以て愚の至りであり、その罪は更に重いと謂

はねばならない。

太子非議の聲は、江戸時代以降、世の泰平と共に
興起した儒者、國學者の中から發せられたもので、儒
者では、林羅山。熊澤蕃山。荻生徂徠。頼山陽。藤
田東湖などが代表的人物。國學者には、本居宣長。
平田篤胤。伊勢貞丈などが擧げられる。けだし佛教
は奈良、平安の全盛時代は勿論、鎌倉、室町、戰國
の亂世に於ても、常に社會思想を支配し、學問文化
の淵藪として、儒學、國學も其の中に寄生するの觀
を呈して來たのが、徳川氏の政策によつて文教一時
に勃興するや、それらの寄生分子が、佛教から離れ
て獨立の體形を整へるに至つた。初期の大儒として
知られる藤原惺窩。林羅山。谷時中。山崎闇齋など
いづれも五山文學の搖籃から飛び出した一種の還俗
學者である。さうした先生達及び門下生達、次第

に門戸を張るに及んで、妙な反動的勢ひを驅り、急に佛教を異端として、目のかたきにするやうになつた。庇を借りた恩を仇に、主屋まで乗り取らうとする没義道の態度とも謂へよう。主義信條を別にする異教徒が、互ひに反目嫉視することは、古今東西有りがちなことで止むを得ないとするも、之等の輩が、一途に佛教に對する反感の焦點を、我が聖德太子に向けて集中するに至つたことは、何としても默視容認することが出来ない。而も彼等が感情の妄動は極めて單純なもので、佛教は人心を痲痺せしめ國體を汚すものであるから、撲滅せねばならぬ。そして日本佛教の元祖と仰がれるのが聖德太子であるから太子大に撃つべしといふ主旨に根ざすので、佛法興隆が太子の全部であるかのやうに見る點に於て、かの盲目低俗なる絶讃者と並せ、對比的兩極端論者

と謂はれる所以である。儒者の仲間でも山鹿素行の如きは一異色で「中朝事實」の中に、

太子、推古帝に攝政して、其の行ふ所、其の施す所、治道の休善、皆な神聖の道にして西域の教に非ず。其の憲章を述作するや、禮を以て人民の本と爲す。其の好を外國に通ずるや、天皇を以て抗稱して屈せず、其れ聰明度量、睿知寛仁と謂ふ可し。

と稱揚して居るのは、さすがに具眼達識といふべきで、當時の儒林にこの聲あるは、空谷に響音を聴くが如しともいふべきである。「十七憲法」第二條の「篤く三寶を教へ」の一條に就いては

俗儒皆疑ふ、憲章に三寶の説あり、然れば乃ち信するに足らずと。愚(素行自稱)謂ふに、憲法の内に一條三寶敬篤あるも、一の非を以て十

六條の是を掩ふは君子の意に非ざるなり。

と云つて俗儒の偏狹を斥けて居るが、篤敬三寶が一の非であるといふに於て、其の根本思想が排佛に在ることが見られ、矢張り儒者根性は到底儒者根性かと、甚だ遺憾に思ふ。若し素行の識見を以てして、百尺竿頭更に一步を進め、謂はゆる「四生の終歸、萬國の極宗」即ち宇宙の眞理たる、一體三寶の妙諦に透徹するならば、この終りの一節の如き辯は蛇足であることを知る筈である。

達識明眼の高士にして猶ほ此の程度であるから、餘の群小雜輩のたゞ攻撃せむがために、攻撃の箭を太子に向けるもの、幾んどみな虚に吠ゆる痴犬でしかない。彼等は理義も眞相も究めずして、無條件的反感嫉視から、太子を以てひとへに佛法に淫するものと爲すのである。安んぞ知らむ彼等自身が、儒に

若しくは國學に阿り世を誤るの甚しきものであるのである。殊に斷じて默認許容することの出来ないものは、彼等が極端なる反佛感情から、佛教渡來當初よりの崇佛家たる蘇我氏と、聖德太子とを全く同類項に置き、蘇我氏の專恣横逆をも、佛法の中毒と爲し、これを太子追窮の具に資せむとする理不盡極まる態度である。

水戸學といへば、排佛の元締かとも思へるほどに濃厚な、一霧圍氣圍を醞釀して居る。世に汎く愛吟せられる藤田東湖の「正氣歌」の文句にさへ、

正氣時に光りを放つ。乃ち大連の議に參じて。侃々として翟曇(佛のこと)を排し。乃ち明主の斷を助けて餓々として。伽藍を焚く……

とある。天地正大の氣、粹然として、神州に鍾まり、秀でゝは不二の嶽となり、發しては萬朶の櫻と

爲る。これが大和魂となつて歴史に現はれた事實の
 數々その最初に擧げられたのが即ち佛教傳來の初、
 大連物部氏が、佛を排し寺を焼いたことだといふの
 だから、全崇佛者は何としても憎らしい、従つて排
 佛家は大好きだといふ筋合で、偏固な自我感情に發
 するものでなくて何であらう。謂ふところの反太子
 論なるものは、大ていみな、此の亞流を出でないの
 で、即ち佛教興隆と蘇我氏、そして聖德太子と、十
 把一束に絡めて、論理にも何にもかゝらぬ妄斷を下
 して居るのである。就中、平田篤胤の『出定笑語』
 や荻生徂徠の『擬家大連檄』の如きは、最も露骨で
 激越を極め、讀むに勝へざる言辭さへ弄して居る。
 徂徠は、古學を唱道した一代の大儒であるにちが
 ひないが、孔孟崇拜、中華本位の思想に偏し、物徂
 徠（または物茂卿）など、支那風の名乗りを用ひて

喜んで居た。物とは物部の略で、自ら物部氏の裔と
 稱し『擬家大連檄』の一文は、大連物部守屋が、崇
 峻天皇の『殞落』（徂徠の用語、神去ること）に際
 し、家の子郎黨に檄して、蘇我馬子並びに豐聰太子
 を討つべしと云つた體に、擬作したものであるが、
 その言辭の狂暴醜怪、誠に畏れ多い極みであつて、
 これを引用することも、又これを辯駁することも、
 私にはその勇氣がない。

林道春（羅山）の『蘇馬子辨』にしても、平田篤
 胤の『出定笑語』にしても、水戸の『大日本史』に
 しても、頼山陽の『日本政記』にしても、悉く、成
 心を挾んで、故意に太子を非議し奉つて居るのであ
 るから、徒に野卑下劣の言辭を弄し、事實を歪曲し
 て、妄斷を恣にするものである。今はたゞ、そう
 いふものであるといふことだけを明にするにとゞ

め、一切これを相手にしないで、黙殺して置くこと
 の、寧ろ頗る賢なるを覺えるのである。たゞ排佛の
 本場、水戸にも、不染居士森尙謙の如き、一隻眼を
 具する學者を出して居ることは、甚だ異とすべきで
 ある。その『護法資治論』（寶永四年著）の一節
 に、

世儒、深く佛法を惡むが故に、太子を疎んじ、
 専ら其の馬子を討たざるを責め、以て口實とな
 す。白面の書生、往時の事勢を詳にせずして、
 極めて太子を誹る、思はざるの甚しきに非ず
 や。

固我頑迷の徒、宜しく以て、冷靜に三思し、自ら
 警悟するところあるべきである。

附記、聖德太子が、一部没分曉の徒から、非議せ
 られ給ひし根本原因は、佛教興隆に在りと言ふこと

も出来る。しかし崇峻天皇崩御前後の經緯と、蘇我
 馬子との關係を、史乘に照して、その實相を検討し
 なければ、その蒙を啓き、疑雲を掃蕩することは困
 難であるが、この間の消息を詳述することは、憚る
 ところ多きがために、これを省略したのである。
 そのため、太子の冤を雪ぎ奉ること十分ならざる
 は、甚だ遺憾とするところである。

第二節 虎頭に騎り虎尾を執る

排佛思想の偏執からでもなく、また無根の妄誕を
 據典とするのでもなく、きはめてまじめに、太子に
 對する疑議を懐く一類がある。その意に謂はく『崇
 峻天皇崩御の事に關しては、太子に直接責任はなか
 つたとはいへ、其の翌年、二十歳にして推古天皇の

皇太子として、萬機を攝せられる重大な地位に立たれながら、爾後三十年の久しき、大臣馬子と提擧して事を共にし、終始親しき關係を保つて、曾て馬子を戒飭せられたといふことを聞かないのは、太子が馬子の大逆をも容認し黙殺せられたものであると觀られるではないか」と。これは尤も常識的で、初等中等の日本歴史しか見ない知識程度の者には、けだし誰れもが起し易い疑念であらう。だが幸ひに意を安んぜよ。先づ簡明直截に結論を示すならば「太子斷じて馬子を赦したまはず」の一語を以て答ふるに、些の躊躇も要しないのである。

まづ、太子が、馬子を大臣に任ぜられたのではないといふことを、はつきりして置く必要がある。蘇我氏は父祖以來大臣の家柄であつて、これを世襲して來て居たので（この惡制度を打破せんとせられた

のが、太子の新體制の重要な一點であつたのである。）馬子は、既に、太子攝政より二十五年も以前に大臣となつて居たのであつて、太子が直に、これを免黜し給ふこと能はざりし、當時の情勢を達觀して論を立てなければ、安當な歸結は得られないのである。この前後の事情を無視して、太子が、特に馬子を親任重用せられたかの如くに假定して、これを以て、太子を非議し奉る根本資料となさんとするが如きは、眞に笑ふべき、近眼者流と言はなければならぬ。

若しそれ禪讓放伐の危險思想を、包藏せる支那の儒教そのまゝを盲信し、春秋の筆法などを濫用せむとする曲學者ならばいざ知らず、また穴穗都皇子の異圖に共鳴し、これを助けて不逞を企てた物部守屋を禮讃せむとする一類の人々ならばいざ知らず、

およそ日本國民にして、何人の、大逆を是認し、逆徒を寛容する痴呆漢が有り得ようぞ。況んや聰明にして剛果に渡らせられる聖德太子、而も攝政の大任を双肩に擔はせたまふ太子が、天人共に容れざる馬子の大逆無道を、何として赦させたまふことのあるべき、皇室の讎、國家の讎、叔父君の讎として、如何に感傷せられ痛憤せられ、而して之れが誅滅に如何に苦慮せられたことであらう。だが前述の如く、當時には今を以て、忖度揣摩すべからざる複雑なる事情の伏在するあり、且つ現實的に微力にして如何ともすべからず、しばらく假すに時を以てし、徐ろに根本的変除の方策を、練るよりほかなかつたのである。

試みに想うて見るがよい。當時の現實的事情條件の下に、若し太子が強ひて馬子誅伐の事を謀られた

としたならば、果してどのやうな結果を招來したとであらう。微力輕舉を以て敢て臨むことは、幾んど絶對壓制的強勢を擁してゐた馬子に對して、猶ほ卵を以て磐石に投するが如きものであつたらう。太子御一身のみを以ていはゞ、大義玉碎、一時の快を滿喫することは出来よう、が、それで以て不祥事の汚點が綺麗に拭ひ去られるか、それで以て皇室國家の大患が根絶せられるか。強いて輕舉して敢へなく一敗せば、却つて馬子の狂暴性に拍車をかけ、彼れをしていよいよ勢に乗せしめて何事を仕出かしたかも測り知るべきでない。横逆に次々に横逆を以てし、果ては一系至尊の位にまで、有り得べからざる冒瀆を加ふるに至ることなきやを保し難いものがあつたであらう。それほどの大禍を招致するに及ばずとするも、少くとも國は亂れ、民は苦しむ。自ら揣らすし

て、軽々しく進んで皇統を危くし、國家を擾亂し、萬民を塗炭に苦しませるようなことは、英明にして大慈なる聖德太子には、何としても忍び能はざるところであらせられたであらう。

また假りに討伐奇功を奏して馬子を斃し得たとしても、それで禍根は絶滅されたとはいへない。當時の情態を以てするならば、またく機會を得て第二の馬子、第三の馬子、若しくは第二の守屋、第三の守屋が出現することを、どうすることも出来なかつたであらう。こゝに考へ到れば、目前一箇の馬子を始末するか、しないかといふことよりも、更に進んで斯の種の逆徒および其の一族の跳梁を根本的に封殺して、不祥事の再發を不能ならしむるには如かずといふ、國家百年の大計を圖ることこそ、最も賢明にして重要な善處法であると、お考へ遊ばされた

のであらう。

乃ち太子は、皇室萬々歳の御爲めに、國家永久の安泰の爲めに、萬民の福利増進の爲めに、個人的憤りを抑へ、眼前の恨を呑み、表には馬子と親近提挈するの意を示しつゝ、狂暴の爪牙を研ぐべき餘地なからしむると共に、裏には、降魔の利劍を磨して、横逆の勦滅、禍根の芟除に、孜孜として全力を傾倒せられたのである。この太子の苦衷審慮、遠大なる理想、崇高なる精神を窺ひ見ることが得ずして、ただ表面現實の形にのみ膠着し、太子を以て馬子の大逆を容認し、馬子と心を同じうして、事を共にせられたなど、言ふは、甚だしい淺識短見と謂はなければならぬ。

禪機の活手段を表はした成語に『虎頭に騎り虎尾を執る』といふのがあるが、太子の馬子を操縦し、

制御せられたのは、恰もさう云つた容子があつたと言へよう。強大にして狂暴なる彼の如き絶對的勢力に、正面から力を以て行つかつて打ち、徹底的に敵對關係で睨み合つたならば、敵を斃す前に、太子御自身の運命の危さを免れさせられなかつたかも知れないといふ情勢に處して、和を以て貴しと爲し、無争の三昧を以て、争を根絶するの理想實現を圖られた爲めに、さしにも專恣驕傲なる馬子も、どうすることも出来ない。上、御一人より、下、萬民に徹底する嚴肅なる憲法の條章には、如何な狂暴性も頭を擡げるすべもない。太子攝政の威力の前には、虎の如き馬子も、小猫の柔順さであるよりほかなかつたのである。

たゞ惜むらくは、天、太子に假すに壽を以てせず、御齡尙ほ壯な四十九歳を以て、薨去あらせられ、御

理想實現の機未だ順熟せず、閥族掃蕩の時節未だ到らずして、蘇我氏滅亡の最後を見届け給ふこと能はざりしことは、誠に遺憾の極みであつた、太子薨去の年より三年、即ち推古天皇の三十二年に、馬子はそろ／＼持ち前の地金を露はして、その二臣をして奏せしめ、大和の葛城縣を賜はらむことを請うて居る。しかしながら、天皇は、蘇我氏と皇室との外戚關係に言及せられ、公の事は毫も情實にわたる節があつてはならぬとの聖慮から、

今、朕の世に當つて、頓かに是の縣を失はば、後の君は曰はむ、愚癡の婦人天下に臨んで、以て頓かに其の縣を失へりと。豈獨り朕の不賢のみならずや、大臣も亦不忠たらむ。

と仰せたまひ、毅然として此の請ひを斥けられたのである。馬子の我がまゝは尙ほ此の外にも少くな

かつたであらうと思はれるが、聖徳太子御在世、攝政の間には、一つもそうした様子を示さなかつたといふに見ても、太子が嚴として馬子を、假借したまはなかつた御威力のほどが、偲び奉られるではないか。

馬子はこの時より更に三年目の、三十四年五月に世を去つて、その子蝦夷が繼いで大臣となり、蝦夷の子入鹿に至つて、此の父子が、舒明、皇極の二朝に、どんなに専恣横暴を極めたかといふこと、そしてつひに、孝徳天皇の大化元年、中大兄皇子、藤原鎌足の爲めに誅に伏して、蘇我氏滅亡の大詰を見るに至つたことは、世の周知の如くである。而して此の蘇我父子討滅、閔族打倒、大化の新政が、實に聖徳太子の御精神の延長であり、御理想の實現であつたといふことは既に述べた通りである。

第三節 馬子の新政翼賛は擬装

欽明天皇が、蘇我稻目の女、堅鹽媛、小姉君二人を納れて妃とし給ひしより以來、蘇我氏が皇室の外戚たる關係は、いよ／＼濃密となり、稻目の子馬子に至つては、用明、推古、崇峻三帝の外戚であり、また其の女刀自古郎女が、聖徳太子の妃となつたので、太子の外戚であると同時に、太子以下御弟妹の外祖父でもあるといふ二重三重の續柄である。此の馬子が、敏達天皇の元年（紀元一二三二）父稻目の後を繼ぎ、推古天皇の三十四年（一二八六）七十六歳にして歿するまで、五十五年の長い間、大臣の重職に居り、この中、推古の元年より三十年に至る三十二年間は、聖徳太子の攝政下に、俱に廟堂に立ち、大

小内外の國事に參畫したのであるから、太子と馬子との間柄は格別親密であつたのが當然といへるが、就中、守屋討滅、佛法興隆の一事に於て、兩者は後世より殆ど異體同心の如くにさへ見られ、恰も太子に對する褒貶のそれと同じやうな、兩極端の馬子觀、馬子論があらはれ、特に排佛思想の僻見に凝り固まつた諸子横議に於て、太子と馬子とを全く同心同腹の如く見なさむとして居ること、前章に見る如くであるが、其の比倫の當を失すること甚しき所以も既述の通りであつて、馬子が如何に猫をかぶるのも、太子には斷じて、許容し給ふこと能はざるものが、その理想の中核として、根本的に存して居たので、太子と馬子と同心などといふことの有り得べからざるは、今更あらためて辯ずるまでもないところである。

「扶桑略記」には、

馬子大臣薨去の時遺言して、聖徳太子の像に、自ら其の像の前に跪く繪を畫き、吾が墓前に張らしむ。

といふやうな記載が見えるが、これが果して事實であつたか否やは、にはかに信ぜられないとしても、馬子が太子の御人格、御信念、御言行の前にはひれ伏さないわけにはゆかず、自然に大きな感化を受け、自肅自戒を加へたであらうことは、疑ふべくもない。それに、彼れの人物は、『日本書紀』にも「性、武略有り、また辯才有り、以て三寶を恭敬す」と記されてあるに見ても、守屋の如き、單に剛愎一點張り物の性情の持ち主ではなかつたやうである。冷靜嚴密に當時の國家事情、社會狀勢を綜合觀察し來るならば、少くとも後代の守屋禮讃者達がいふほどの

馬子ではなかつたことが知られよう。久米博士の如きも、

蘇我馬子大臣……武略あり辯才あり、三寶の恭敬者と稱せられ、倉橋宮(崇峻天皇)の時までは、群卿を收攬し、黨派の忤ひに爪牙を磨きたりしに、上官王を攝政太子に推戴してより、其感化を得て、國家を改良し、文明を啓誘し、其の政績は良大夫と謂ふべし。

と言つて居る。物部、中臣等の反對黨との抗争に鎬を削つた時代、乃至崇峻天皇崩御前後に至るまでの前半生と、推古の元年、太子攝政以降三十年に餘る後半生との二面に、馬子が豹變の跡は歴然たるものが見られ、その罪は罪、その功は功として認めてやるべき理合ひは、たしかに存すると言ひ得られるであらう。

だが可惜乎、彼はそれほど多年、太子に親炙し、太子の鉗鎚を受けても、つひに鐵を點じて金と成すには至らず、到底これ鍍金の分際を脱し得ずして、太子薨後早くも地金を露出したのである。つまり、馬子の太子に敬服すること、決して浅きにあらずとはいへ、徹底するまでに至らず、眞の心服ではなかつたと見られるのである。それも其の筈、考へて見れば、此の兩者の間には、根本理念に於て、氷炭全く相容れ難きものが存したからである。即ち太子攝政の理念、新體制の標幟は、前來繰り返し強調縷述するところの、「肇國精神の昂揚」であり、其の爲めの「封建制度打破」「閥族權勢打倒」であつたのだから、閥族の巨頭、封建の元締である、蘇我氏に取つて、これほどの苦手が又とあらうか。

太子が十七條憲法を制定せられたとき、馬子と共

に逐條審議せられたといふ説もあるが、苟も大臣の重任に在る以上、さういふこともなかつたとは云へない。しかし、若しさうだとすると、太子が、どのやうにして、馬子を誨へ諭されたか、馬子が、どの程度まで、それを謹しみ承つたか、きはめて興味あることであり、頗る大事なところである。先づ第一條の「人皆な黨有り」と、黨争の不可を述べて、其の結果は「或は君父に順はず」と切言し、上和下睦、君民一致、以て何事をも成すべきであると歸結された如き、第三條の「君を則ち天とし、臣を則ち地とす」地以て天を覆ふべからずと、天皇神聖、侵すべからざる絶對の大義を高唱せられた如き、之れを馬子は何と解し、どのやうに感じたことであらう、黨争の惡模範を身を以て示し、君父に不順なる最大惡例を作り出した馬子ではないか。こゝに於て、

若し彼れの佛法信仰が、大乘の極則に徹するものであつたならば、廻心轉向、懺悔滅罪、大死一番して更生すべき一路が、おのづから開けた筈である。そしてそれこそ、太子の期し望まれたところであらうが、馬子には出来ない相談であつたにちがひない。と云つて、佛に歸仰し、太子に敬服する馬子には、反對意見を言ひ張る勇氣もない。狛い猫でも、頭をたゞいて、鉢ければ、お膳の下にうづくまつて目をつぶり、じつとおとなしくして居る。が、周圍に誰も居なくなると、忽ち本能習性の爪牙が承知出来なくなり、皿の魚を引つさらつて脱兎の勢ひで飛び出す、何のことはない、太子に於ける馬子がそれであつたと見られる。武内宿禰から大凡四百年來、廟堂の重臣たり、諸氏族中に豪族として立つて來た蘇我氏である。遠く、固く、蔓り張りつめた閥族の根は、

どうして一朝一夕に抜き去るべくない。聖徳太子の英明偉徳を以てしたればこそ、虎の馬子を猫とまで化し得たのである。不世出の太子ならずして、何人が能く強大蘇我の權勢を、こゝまで制御することが出来よう。

馬子が、太子の薨後、早くも我儘の牙を露はしかけた形跡は、既述の如くであるが、推古天皇の御英断に阻止せられて思ふやうにはならなかつた。天皇は御在位三十六年、七十五歳の寶算を以て崩御あらせられたが、馬子はその二年前に世を去つて居るので、彼れが大臣として立つた推古の朝には、終始大した横暴専恣の振舞ひもなく、内面にはどのやうな私情の潜在するものがあつたにしても、表面は兎も角良き大臣として、輝かしい新體制の大御代を翼賛しつゝ、大過なき生涯を終ることが出来た。それが、

第四節 山背大兄王一身を入鹿に賜ふ

推古天皇崩御、翌年正月、(紀元一二八九)田村王子の即位を見て、天下は一時平靜の姿に立ち戻る事が出来た。即ち舒明天皇と申上げる。これより先蝦夷の女、法提郎媛を納れて妃とせられ、古人皇子を擧げさせられたが、御即位の後、寶姬(茅渟王の女)を皇后に冊立し、葛城、大海人の二皇子、及び間人皇女とを擧げさせられた。古人皇子が長子を以て大兄と呼ばれたのに對し、葛城皇子が中大兄と稱せられたのである。

舒明天皇は在位十三年にして、紀元一三〇一年十月、御壽四十九を以て崩せられたが、この御一代は

其の子蝦夷、孫入鹿と遞代するに及んで、全く野性に還つた形となり、狂暴の限りを盡し、太子の嫡嗣山背大兄王以下、御一族悉くその毒牙の災を蒙り給ひ、上官王家滅亡の大悲劇を、見るに至つたのである。閥族の根を絶やさねばならぬといふ者と、當の閥族その者とが、兩立並存し得られないのは自明の理で、我見私情の野性に還元した蝦夷や入鹿が、上官王家の傳統精神を承け繼いだ、山背大兄王の存在を憚り、不安から恐怖へと昂じた隱微の感情が、つひに爆裂點に達したことは、おぞましくも情けないことながら、また免れ難き勢ひの赴くところであつたと謂ふべきであらう。

蘇我蝦夷入鹿父子が、その横恣専權の限りを盡し、暴狀實に言語に絶するものがあつた。然るにも拘はらず、超然として、閥外に立てる上官王家の存在は、何としても目の上の瘤と感ぜられたのも、むしろ必然の成りゆきであつたといふべく、山背王の賢徳を以て、終始謙退辭讓の態度を持せられたにもかゝらず、沒義道なる蘇我父子の嫉視は、いよ／＼深まりゆくことを、どうすることも出来なかつたのである。

舒明天皇崩御の後、推古の前例に倣ひ、寶姬皇后が踐祚遊ばされて、皇極天皇(重祚齊明)と申し奉る。かくて蝦夷は故の如く大臣であつたが、實權はすべて入鹿に執らしめてゐた。この入鹿が、父蝦夷に幾層の輪をかけた驕兒で、實に狂暴殘虐そのものともいふべきであつた。彼等父子の傲岸不遜な

る、つひに眼中國家も皇室も無いといふ、極度にまで達したもので、皇極の元年十月、先帝の大葬を滑谷岡に修し、天皇は小墾田宮に遷り給ひしが、この時蘇我氏も葛城の高宮に自家の祖廟を建て、天子のみに用ひられる八佾（佾は舞の列のこと、天子の舞樂には八佾、諸侯の舞樂には六佾、太夫の舞樂には四佾を例とするのである。魯の大夫季氏が、專横の餘、舞樂に八佾を用いたのを、孔子が「八佾を庭に舞はす、是をしも忍ぶべくんば、孰れをか忍ぶべからざらんや。」と痛嘆せられたこと「論語」に出づ。）の舞を行つた。また父子の雙墓を今來に起し、蝦夷の墓を大陵、入鹿のそれを小陵と稱し、或は其の子女を王子王女と呼ぶ、等々、僭上とも何とも、言語道斷の暴狀をかす／＼重ねて居る。殊にその雙墓を作るには、天下の公民を使役し、その中には上宮王

家の乳部（王生部）も駟り集められた。（書紀）に、是に於て上宮の大娘姫王、憤りを發して歎いて曰はく、蘇我の臣、國の政を擅にして、多く無禮を行ふ。天に二日無く、國に二王無し、何に由つてか意に任せて、悉く村民を役するぞと。茲れより恨を結んで、俱に亡ぼされぬ。

と見えて居る。上宮大娘王とは、山背王の異母妹にして、王の妃となれる春米女王のことで、かやうに憤慨せられるのは、無論當然であるが、「天に二日無く國に二王なし」と太子憲法の語句を用ひて居るところに、王家の傳統精神が、私黨專横の蘇我家と全く對比して、相容れざるものあることを明かに表現して居る。かうした兩家の對立的感情は、高潔なる山背大兄王御自身の意識せられると、せられざるとに拘らず、次第にその溝渠を深めてゆくことに

なり、且つ世情人心も、あまりの暴狀に、いつとはなしに蘇我父子を憎悪しないではゐられなくなる

共に、上宮王家へは同情と尊敬となつて向けられるに至つたのは、是れ亦自然の傾向、必至の趨勢であらねばならなかつた。それはまた事實、此の時に當つて、能く蘇我の暴虐無道を抑へ、皇室の尊嚴を保つべき威望を備へた唯一の御存在として、山背大兄王を措いては、他に無かつたからである。

皇極天皇二年十月、蝦夷は敢て出仕せず、自第に於て、私に紫冠を入鹿に授け、大臣親任の儀禮を行つた。天位を僭し、天子の行事を擬す、あゝ今や彼等は、およそ欲するところ、何一つとして意のままならざるはなしといふ、有頂天境にまで逆上せあがつた。まさに地上の天魔である。それでも尙ほ上宮王家の儼然たる存在は、彼等に取つて何としても、

中心晏然たるを得ざらしむるものであつたのである。

『書紀』の記文を按ずるに「蘇我入鹿、上宮王の威名天下に振ふを深く忌嫉みて、之れを除かんと決し、巨勢德太臣等を遣して斑鳩宮を撃たしめた」のである。それは、皇極天皇の二年十一月のこと、巨勢德太臣、土師娑婆を將とせる一隊の軍兵は、突如、斑鳩宮に殺到した。官方からは、奴三成、舍人数十人が出て防戦大に力め、娑婆を射殺したので、寄手は恐れをなして一旦遠く引き退いた。その間に山背王は、一箇の馬骨を内癩に投げ込んで置いて、妃及び子弟等を伴ひ、膽駒山に通れたまひ、三輪文屋君、舍人田目連等が御後を追うて従ひ奉つた。巨勢德太臣等は再び盛り返して斑鳩宮を襲ひ、火を放つて焼打ちしたが、灰燼中に、かの馬骨を拾つて、

山背王は焼死せられたものと思ひ込み、凱歌をあげて引き上げ、その旨を入鹿に報告した。

山背王は、膽駒山中に隠れて四五日を過ぐさせられたが、もとより突差の間、何の用意もなかつたので、忽ち糧食に窮することになつた。三輪文屋君が策を献じて「こゝより深草の屯倉へ潜行し、そこより馬を用意して東國に至り、御領乳部の兵を集めて戦はれるならば、必ず勝たれるであらう」と熱心にすゝめたが、王は聴きたまはず、却つて諭していはれるには、

汝の言ふ如く、戦ひ勝たむことを欲せば勝つべきこと必定なれど、吾れ前に誓願して、十年百姓を役せずと言へり。一身の爲めに萬民を煩すことを欲せず……身を損して國を固むること、まことの丈夫といふべけれ……

入鹿に賜ふ。

と、やがて子弟及び妃と俱に、悲壯な御最後を遂げさせられたのである。「法王帝説」には、此の時、入鹿のために害に遭ひたまひし上官王家の御一族は、山背王以下すべて十五人とあり、「補闕記」には二十三人と見えて居る。前者が眞實に近いと思はれるが、いづれにしても、御一族は事實全滅の悲運を見たのである。何といふ御傷はしいことであらう。横暴の元兇とも言ふべき蝦夷さへもが、これを聞いて大に瞋り罵つて、

あゝ入鹿は極めて甚だ愚痴にして、専ら暴悪のみ行ふ、爾の身命も亦殆ふからずや。

と言つたとあるが、實に言はうやうなき殘虐さである。夜叉のやうな父の蝦夷をして、こんなことを云はしめたほどの入鹿は、生ける惡鬼でもあつたらう

と、何といふ雄々しくも尊き御心根であらう。入鹿は「山背王の焼死は怪しい、山中で王の姿を見た」と密告する者があつて、大に驚き且つ畏れ、自ら手勢を引き具して、あはてふためき馳せ向はうとしたが、古人皇子に「鼠は穴に伏せば生きもする。穴を失へば、自ら亡ぶるもの」と嘲笑を以て止められ、自分が行くことは見合はせて、將兵を膽駒山へ差し向けることにした。山背王はそれと引きちがひに斑鳩の宮に還られたのである。入鹿はそれを知つて、更に強勢の一隊を送り、宮を重圍のうちに陥れた。此のとき山背王は、三輪文屋君をして敵將に言はしめられるやう。

吾れ兵を起して入鹿を討たば、其の勝たむこと定まれり。然れども一身の故に由りて、百姓を傷殘はむことを欲せず、是を以て吾れの一身を

か。「書紀」には、山背王以下御一族の、悲壯なる御最後を遂げさせられた場面に附記して、

時に五色の幡蓋、種々の伎樂、空に照り灼りて寺に臨み垂れたり。衆人仰ぎ觀て稱嘆す。遂に入鹿に指示するに、其の幡蓋變じて、黒雲と爲る、是に依りて入鹿見ることを得ること能はず。

と云つて居るが、「補闕記」には、山背王が膽駒山から斑鳩に還りたまふや、寺塔の内に入つて、手に香爐をさし上げ、大誓願を發せられた。曰はく、

吾れ三明（三達ともいふ、阿羅漢果の聖者の有する三種の智明にして、宿住智證明——過去のことに通達す——死生智證明——未來のことに通達す——漏盡智證明——現在のことに通達す——）を三明といふ。の聲に暗く、未だ因果の理を識らず、然も佛言を以て之れを推すに、吾等

の宿業は、今において賽す可し。吾れ五濁(劫濁、見濁、煩惱濁、衆生濁、命濁)の身を捨てて、八逆(謀反、謀大逆、謀叛、悪虐、不道、大不敬、不孝、不義)の臣に施さむ。願はくは、魂は蒼昊の上に遊び、陰(魄)は浄土の蓮に入らむ。

と、その香烟は縷々として立ちのぼり、天に通じて種々の形を現じ、天華を散らし、妙なる音楽が聞えた。そして諸王が最後の息を引きとられた時、天人來迎の相状を、衆人ひとしく仰ぎ見たが、忽ち黒雲掩ひ、微雷起つて『賊臣、太子の子孫を滅ぼす』と響いて聞えたと記して居る。これらの傳奇は、例の誇張的形容潤色であつて、額面通り信用は出来ない。大に割引して見られなければならないが、また以て時人の、上宮王家に向けられた景慕と同情、

そして入鹿の天人共に許さざる悪虐無道に對する、憎惡憤恨の如何なるものであつたかを語り傳ふるものとして、これを受け取るに十分なる史劇的描寫と謂ふことが出来るであらう。

蝦夷が、吾が子ながら、あまりの殘暴さに呆れて『暴惡の行ひ、身命殆からむ』と云つたのは、つひに讒言となつた。山背王及びその御一族の薨後、三年目に入鹿が、大極殿裡、至尊咫尺の晴れの場所に於て、つひに免れ難き天誅を、中大兄皇子、中臣鎌足等の手から、自身に受け取つたのである。皇極天皇の第三年春、鎌足は、蹴鞠のとき、中大兄皇子の脱したまへる靴を拾つてさゝげたことが縁となつて、次第に親近し、相共に儒學を南淵先生請安に習ふと稱して、其の往復途上に蘇我氏討滅の謀議を凝らし、密に同志を糾合してゐた。四年六月、三韓の

使節進調して、天皇賜調のとき、皇子は長槍を執り、鎌足は弓矢を持つて、禁闕警固を装ひ、蘇我石川麻呂が三韓の國書を捧讀したが、聲慄へてたゞならぬさまに、入鹿が怪しみ問ふ、その途端、皇子は事の露れむことを畏れて、急に起つて入鹿に槍をつけられ、鎌足等亦協力してつひに之れを斃したのである。

蝦夷の第へは、別に討伐の軍兵を向けられ、蝦夷亦應戰の用意を備へたが、中大兄皇子は、敵の將兵に諭すに大義名分を以てし、蝦夷父子が君臣の分を亂し、無道極りなきことを示して、既に入鹿を誅し今また蝦夷を討つ所以を明かにせられた。この嚴たる理義と勢威との前に、敵將兵は懼伏して、忽ち戰意を棄て、武器を投じて四散したので、蝦夷は第に火を放ち、焦熱地獄變相のうちに自滅し去つたので

ある。彼れが山なす罪を身と共に燒散したのは、自業自得、當然であるが、此のとき同時に、聖德太子御勞作の國史その他多くの國寶が烏有に歸したことは、千載の恨事であつた。實に皇極天皇の第四年六月のことである。聖德太子薨去の推古天皇第三十年から算へて、王家末路の悲劇は二十二年目、蘇我氏の滅亡は二十四年目に當る。

此の年十月、天皇は位を皇弟輕皇子に禪り、中大兄皇子を皇太子に立てられた。即ち孝德天皇の御代第一年となつたのである。此の時、初めて年號を立て、大化と云ふ。(前に、法隆寺金堂釋迦像光背銘文に、法興といふ年號の刻まれて居ることを述べて置いたが、これを、日本最初の年號と見るべきである。たゞ爾來、大化に至るまで、年號を用ひなかつたために、大化を年號の初といふようになったので

ある。閔族倒れ、再び天皇中心への政治に復したので、稱して大化の革新と爲す所以であるが、前にしばしば言へる如く、此の新體制は、全く聖德太子の築かれた基礎の上に立ち、太子の偉業の延長と見られるので、太子が期成未だ盡されざりし御理想がここに實現し、太子の御精神が、こゝに生きて躍動するに至つたわけで、山背大兄王が、「身を損して國を固むる」と言はれたのも「百姓の殘害を思つて身を入鹿に賜ふ」と叫ばれたのも、つひに無意義ならず、こゝに至つて眞に國家の爲め萬民の爲めに、尊き御言葉、有り難き御精神として無限の光りを放つものとなつた。聖德太子薨じて而も千古に薨せず、上官王家滅びて、而も永遠に滅びずと申すべきではないか。

附記 山背大兄王と、蘇我氏との間に、次第に溝

渠を生じ、遂に越ゆべからざるに至り、山背王が、一身を入鹿に賜ふといふ、悲痛のお言葉を遺して、薨し給ひしは、上官王家の傳統的精神と、蘇我氏の傳統的精神との根本的相違に、基づくものであることは、もとより言ふまでもないが、殊に皇位繼承の問題に關聯して、事態はいよゝゝ激化し、こゝに一大悲劇を生むに至つたのである、その真相を傳へざる限り、山背王の、公明正大なる御心事を明にすることは出来ないのであるが、しかし、これまた記述することの憚り多きを以て、省略せざるを得ないことを遺憾とするものである。

第五節 太子諸惡莫作と遺訓 し給ふ

孔子は「女子と小人とは養ひ難し」と言つた。この言葉の意義は、廣義にも狹義にも、或は深くも或は浅くも、いろゝゝに解釋出來ようが、面倒な理窟は兎も角として、實際手近なところ各自家庭の妻や子を見るとき、果して如何。家長主人が、自分の思想主義を以て、どの程度まで満足出來るやうに、教養感化し得るか。此の點に於て幸福圓滿な理想的家庭として、自他共に許すほどの成績を擧げて居る主人が、果してどの位あるであらうか。女、子供をして、全面的に理解せしめ信服せしめ、思ふやうに同化せしめるといふことは全く至難で、誰れもが「女子と小人とは……」の浩歎を禁じ得ないであらう。しかも何らの皮肉ぞ、聖人孔子其人がこの語の體驗者なので、孔子の妻は不貞の爲を以て、一生室を同じうすることを許されず、また外聞を絶つたための故

に、別屋に監禁同様の起き臥しをさせられて、生涯を終つたといはれて居る。西洋の孔子といはれるソークラテスの妻は、これはまたあまりにもひどい、散々夫を罵つたあげく、バケツの水を頭から打つかけて、ソークラテスをして、「雷鳴の後、驟雨あり」と言はしめたといふ逸話は有名である。聖人でさへ手にあまつて、御し難いとされる者の中に婦女子があるのも、亦むべなりと肯けるわけである。がしかし、日本の聖者と稱せられた我が聖德太子に於いては、實に御家庭圓滿、妃及び子孫眷屬、みなよく太子の御教訓を信奉し、太子の御精神を中心に、和合一體の實を示して居る。王家滅亡の悲劇を見た斑鳩の最後に於て、山背王の御後を慕ひ、一族十數人が残らず殉じて居る如きは、痛ましくも亦比類少き一異觀といはねばならない。

後代、「聖徳太子は日本の釋尊」などと仰ぎ稱するが、前に言つたやうに、釋尊は、世間より出世間への一道を求めて、人間より佛陀へと進まれたのに對し、聖徳太子は、人間を以て御生涯を終始して居られるので、その生活様式に於ては全く同じでない。而も太子が理想信念の究極は、釋尊の精神生活、解脱の境に存せられたことは、疑ふべくもない。釋尊は人間苦を痛感し人間の世界を超出して、不生不滅、永遠の生命を自覺し、その佛陀たる自覺を覺他に向け、再び世間に應同し、世間のものみなを教化開導して、齊しく出世解脱の境に誘はれた、それが佛教佛道である。聖徳太子は此の佛の教を信受し、佛の境地を體認せられたので、即ち世間におながら、出世間を觀るの法悦に浸り、その法悦を周圍にふりそゝがれた。かやうに、兩者の生涯は、出處進退の終始に

異同あるが如きも、その思想信念の究竟に於ては、歸趣を一にするものといふことが出来るのである。

太子の理想信念は、既述「三寶興隆の理念」に就いて十分明かであるが、御側近にどのやうな教訓を垂れさせ給ひしかといふ方面に、その一端を窺へば、彼の「天壽國曼荼羅」の銘文の句中に「世間は虚假唯だ佛のみ是れ眞」といふのがある。これは、橘姫が、太子の御生前に此のやうに教へられたと云つて擧げて居る太子の御言葉であるが、「世間虚假」とは、今いふ人間苦の様相、世間の幻滅たのみがたきを説き「唯佛是眞」とは、出世間解脱の境地、永遠不滅の生命を示したもので、これを消極的に、人生は幻滅だから逃避すべし、別に眞實の世界——佛の淨土——があるかと解するのは、謂はゆる小乗の法で、大乘の極致は、太子が躬を以て示された如く、三經の疏

に釋義せられた如く、心淨きところ即ち佛土淨し、現實生活のところ其のまゝ眞實なる信念であつて、解脱は決して逃避や隱遁を意味しない。太子攝政なれば其の位置に即し、國民は、國民各々の生活に即し、人間は人間のまゝで、出世間の佛道を樂しむ、すなはち虚假のうちに、眞實を觀るのである。生前現在の虚假なる世間をも眞實にしてこそ、死後永遠の生命に生きる、死は死にあらずして、不生不滅なる佛の淨土に往き生れることであるとの大信念、大安心に住することが出来るのである。橘姫が、太子御生前の教訓を奉じ、御身後佛國莊嚴の尊き御姿を拜せむと憧憬して止まなかつたのも、此の淨き信仰より湧き出て居ると見るべきである。

また「大安寺伽藍縁起」には、太子が田村王子(後の舒明天皇)に、

財物は亡び易くして永く保つべからず、但だ三寶の法のみ絶えずして永く傳ふべし。と仰せあつて、熊灘寺を遺託せられ、これによつて、推古天皇また崩御に臨ませられたとき、田村王子を召され、特に「此の寺を後世に流傳せよ」と遺詔を遊ばされたので、王子即位の後、熊灘道場を皇宮の側に興して大寺とせられた。それが天武天皇の時高市郡に移され、更に元明天皇の遷都と共に奈良に移されて大安寺と改められたのだといふ。「財物は亡び易し」とは、即ち「世間虚假」と意相通じ「三寶の法のみ絶えず」とは「唯佛是眞」の義と全く同じである。かの蘇我父子の驕傲不遜、大陵小陵を起すに當り、上官王家の領民を驅使するや、山背王の妃が憤りを發し、「天に一日無く、地に二王なし云々」と、太子の「憲法」に見る明文を引いて、父子の無禮を

とがめて居られる如きも、太子の御教訓が、王家一族に浸潤し、婦女子にも、よく太子の御理想、御精神が信受せられてゐたことの一例と見られる。

特に山背大兄王に至つては、さすがに御二世として、實によくも先考の御理念を瀉瓶あらせられたものよと、驚歎せられるばかりである。境都麻理勢が、頑強に蝦夷に反對して、飽くまで山背王を奉戴せむことを要し、最後に斑鳩の泊瀬王の處に身を寄せて居た―多分擧兵の準備をしてゐたと思はれる。一時、山背王が諄々と、これに説き諭された御言葉に、

汝、先王の恩を忘れずして來ること甚だ愛矣。然れども其れ汝一人に因つて、天下應に亂るべし。亦先王歿するに臨み、諸子等に謂つて曰はく、「諸惡莫作、諸善奉行」と、余斯の言を承け

ひ、私情ありとも怨まず、他に違はないといふなど、すべて『憲法』の條文中にも見出される太子の御精神そのまゝで、山背王が「篤く三寶を敬ひ」一體三寶の妙諦を信念とせられ、「私に背いて公に向ひ」何事も「和を以て貴しとして、忤ふことなく」大乘精神を以て終始せられたことは、これら斷片的なる御言行の端にも、御面目躍如たるものあるを拜せられるのである。

特に、その御最後の神々しき、若し兵を擧げて戦はんと欲せば、欲するまゝに、兵を擧げることが出來、戦ひ勝たんと望まば必ず勝ち、入鹿を誅せんと要せば、誅し得べき十分の餘力あり、自信あるにも拘らず、自己一身の爲めに動くことは、爲めに無辜の民を殘害すること、多きを免れないことを思ふとき、それは何としても爲すに忍びない、國家萬歳の

て以て永戒となす。是を以て私情有りと雖も、忍んで以て怨むこと無く、復我れ叔父（蝦夷）に違ふこと能はず、願はくは今より以後、意を改むるに憚ること勿れ。（日本書紀）

とある。「諸惡莫作、諸善奉行」の二句は、『涅槃經』の中に説かれてある四句偈、

諸惡莫作（もろ／＼の惡は作すこと莫れ）
衆善奉行（もろ／＼の善は奉行して）
自淨其意（自ら其の意を淨うせよ）
是諸佛敎（是れ諸佛の敎なり）

といふの前半を擧げて居るので、これは七佛通戒の偈と稱し、佛敎の大意は此の四句に盡されて居るといはれ、廣く愛誦せられるものであるが、太子も之れを以て平生御家庭の子弟に敎誡せられたものと見える。一人の爲めに、天下を亂してはならぬと云

爲めに、萬民の福祉の爲めに、吾が身を入鹿に賜ふといふ、その無私忘我の大慈悲、眞に菩薩の權化たる趣がある。御父聖德太子は、國家の爲め、國民の爲め、恨を呑み憤りを抑へて、逆臣馬子と朝廷に並び立たれた。そして御子山背大兄王も亦同じく國家の爲め、國民の爲めに、御一身を入鹿に賜ひ、御一族とも死を共にせられた、公明博大なる御理念、御仁慈に於て、御父子は眞に一乘道を以て貫かれ、異體一心、符節を合せたやうであらせられる。日本國民たるもの、かくの如き國家の大人格を尊敬し崇仰せずして、他に何をか崇敬すべきであるか。

兼好法師の「徒然草」などに、聖德太子は常に子孫無からむことを欲す、と言はれたといふやうなことが見えて居るが、何の根據に依るのか、どうも信じられない。やはり傳説記者の盲添で、上官王家全

滅といふ事實を、世間虚假の語に結びつけ、後から説明せんとしたものであるまいか。それは兎も角、太子の子孫は、事實全滅したのであるが、この事實がまた、釋尊の一族と相似たものがある。釋尊の生家迦毘羅城の一族は、狂暴極まる瑠璃王の爲めに、殘らず虐殺されて居る。このとき佛弟子中、神通第一と稱せられる目連尊者が、その神通力を以て、迦毘羅城を被護し、釋迦族を安全ならしむべき可能を説いて、その實行を許されんことを乞ふたが、釋尊は「汝の神通を以てせば、釋迦族一時の安全は不可能ではあるまい。が、三世十方にわたる衆生の業累を何とするぞ」と云つて抗争を許されず、かくて釋迦族の老幼男女は、みな佛を念じつゝ、心に怨恨を絶ち、悪王暴卒の爲すがまゝに任せて殺され果てたのである。これを上官王家の末路に比して見るとき、

山背王が、境部麻理勢の頑強な反蝦夷の態度を抑へ「諸悪莫作、諸善奉行」の教訓を以て諭し、又最後には三輪文屋君が擧兵の献策を容されず、勝算歴々たるにも拘らず、國家萬民のために、一身を入鹿に賜ふと言つて、妃子眷屬悉く難に殉じた、その高潔崇嚴なる心境に於て、兩者の間一脈相通するものあるかに思へるのである。

世間虚假、幻滅なる人生の現實相のみを以て、皮相の見解を下したのでは、到底聖者の心境は窺ひ知れない。孔子も生前不遇にして、或る時は喪家の犬の如しとまでいはれた。ソークラテスは誤れる輿論のために、毒盃を仰いで逝つた。キリストは十字架上に果てた。大聖世尊と稱せられる身にも、釋迦族全滅の大悲劇に直面せられねばならなかつた。而して我が聖德皇太子上官王家の末路が、また實に前

叙の如き慘劇の幕を以て閉ぢられたのである。しかしながら、誰れかこれら聖賢を以て虚假の世間に、地上現實の生物と共に、空しく生滅し、朽ち果てたと言ひ得るものがあらう。幻滅の人生に永遠不滅なるものゝあることを知る者にして、初めて虚假即眞實なる聖德太子の本面目を、仰ぎ見ることが出来るのである。

第九章 太子の流澤

第一節 第二の聖德太子

吉田松陰は「楠公七生説」を作つて「楠公兄弟、

徒に七生のみならず、初めより死せざるなり……楠公の後、復楠公を生ず……何ぞ獨り七たびのみならむや」と云つて居る。世には湊川の楠公を悼み惜む心から「アノ時にでも何とかして身を完うし、再び金剛山に籠つて賊を惱ましたら……」などといふものもあるが、大楠公の純一絶對なる心事は、常情を以て測度すべからざるものがある。恰もそのやうに、山背大兄王が、戦はゞ勝つべき自信を棄て、身を入鹿に賜はれたのを、佛教の諦らめ主義だなんぞといふ如きは、現實の形の上のみ膠着する近視的短見であつて、聖德太子の「世間虚假、唯佛是真」の御心境や、山背王の「損身固國」の御精神の、如何に崇高にして不滅のものであるかは、夢にだも窺ひ知り得ない者である。松陰の口調を移して「上官王家實に初より滅びざるなり、太子の後復太子を

生ず、獨り王家二世のみならむや」とも謂はれ、そこに眞實不滅なる太子の永遠の生命を、いよく尊く仰ぎ見られるのである。

太子が、閼族累代の頑根を爰除し、國家永久の清明を企圖せられた雄志も、未だその具現を見るに至らずして、早く薨去遊された爲めに、却つて反動的に、閼族跳梁の勢ひを驅る如き逆効果をもたらし、御子孫一族残らず、犠牲とならせられる悲劇を見たことは、實に千載の痛恨事である。しかしながら、太子が國體精神を明かにし、國民思想を根本的に改造せられむとして築き固められた基礎は、牢乎として揺がず、御遺業の効果は、次第に擴充し、滲透して、皇室中心の理念は、閼族の專權横暴と對照的に一層闡明せられ、正義の觀念、自主的精神は、いよく高調せられることになつた。かくて太子薨じ

て三年、舒明天皇の正嫡として生れたまうた中大兄皇子は、長じて第二の聖德太子と成られ、太子薨後二十四年、かの大化の革新に、閼族の元兇を打倒して、太子所期の國家的大事業を大成せられ、次の奈良、平安へと皇室彌榮の時代が続くことになつたのである。

上官王家と蘇我氏とは、累代の縁戚關係最も親しきものあるに拘らず、蝦夷、入鹿父子は、山背王の賢德威望を忌み怖れて、つひに彼の如き狂暴無道を敢てしたのは、決して單なる感情から來た反噬ではなく、重大な政治問題に根ざして居たもので、即ち聖德太子の施政第一歩は、皇室中心、閼族打破に在り、閼族の巨頭たる蘇我氏からいへば、これほど都合のわるい嫌やなことはない。食ふか食はれるかと云つた緊迫死急の現實問題である。山背王が如何に

謙退辭讓、無抵抗主義の態度をとられても、王家の存在する限り、蘇我氏の不安と恐怖は除かれない。かくして王家は全滅の悲運を見るに至つたことは、前章に敘べた如くで、聖德太子御一族は、實に太子の理想とせられた改革の大事業のために、國家安定の礎石とならせられたのである。

このあまりにも傷ましき、そして尊き犠牲に對する同情と尊敬とが、蘇我氏の暴虐に對する反感憎惡と共に、勃然として湧き起つたのは當然であつて、それが、大極殿上、入鹿誅滅の事實となつて現はれたのである。中大兄皇子は、聖德太子の爲めに、太子の理想實現の爲めに、太子の精神により、横暴なる閼族を勦滅せられた、即ち第二の聖德太子と申される所以である。

孝德天皇の元年（紀元一三〇五）六月、蘇我氏伏

誅の直後、中大兄皇子は皇太子に立たれ、第一の功臣中臣鎌足を内大臣に任じ、阿部内麻呂、蘇我石川麻呂を左右大臣とせられたが、次いで群臣を召集して、先づ君臣の分を嚴守し、二心なく天皇に仕へ奉るべきことを、天神地明に誓はしめられた。これは聖德太子が「國に二君なく民に兩主なし」「詔を承けては必ず謹め」と示された「憲法」の精神を具體化せられたものであることは言ふまでもない。此の日、年號を立て、大化と云ひ、翌二年正月、詔を發して、社會制度の大改革を斷行せられた。謂はゆる大化の革新である。革新制度の要點を擧げて見れば、

大化元年、先づ民心をして、悦服せしめんが爲めに、國司を東國に置き、種々の事を命令禁遏し、戶籍を作り、田畝を校定し、土地の賣買を禁じて負富を

均一にし、鐘（かね）匱（はこ）を朝堂に設けて民間の冤枉を訴へしめた。

二年正月發せられた革新の大詔には、臣連伴造國造等の私有せし土地人民を、悉く朝廷に收めて、公民公地と爲す等の四大事を宣布せられた。

三年には禮法を定め、冠位を七色十三階とし（後又改めて十九階とす）又朝禮を定めて參朝退出の時刻を一定し、新に八省百官を置いて政務を分掌せしめ、人々の才能に隨つて官位を授け、世襲の制を廢して遷替の任とせられた。此の革新制度は、從來の族制血統の尊卑により、官位職掌を異にするといふ陋習を破り、國家と族制とを分離し、身分と官職とは、別種のものとしたので、身分卑しき者でも、才能あれば重職に就き、公共の上では、身分の高い者の上にも立ち得られるといふので、これが、聖徳太

子新制の基礎の上に、太子の理想を、如何に忠實に具現して居るものであるかは、一見明瞭、更に説明を要して知るべきではないであらう。

此の外、大化二年二月の詔に、
夫れ天地の間に君として、萬民を宰むる者は獨り制む可らず、要す臣の翼を須つ。是に由つて、代々の我が皇祖等、卿が祖考と共に俱に治めたまひき。朕復神の護りを蒙りて、卿等と共に治めむと思欲す。

とある如き、太子の「憲法」に「それ事は獨り斷すべからず、必ず衆と與に論すべし」と言はせられた條と全く吻合するものであり、こゝにも太子の精神が其のまゝ生動して居る一例を、見得られるのである。また時はやゝ後になるが、中大兄皇子が天智天皇として御即位遊ばされた元年に、孝徳の朝以後に

實施せられた改革政治の組織的成文を作り上げ、謂はゆる『近江律令』を撰定せられた。此の律令は後十數年を経て、持統天皇の三年始めて諸司に頒布されたが、更に之れが、段々完成して『大寶律令』となり『養老律令』となつたもので、此の間多少の變改も増減もあるとしても、基は『近江律令』に在り、而して其の淵源は實に『十七條憲法』に存すると見られるのである。國史纂修のことは、天智の朝にはなく、天武天皇の時に再び興り、元明天皇の時に『古事記』元正天皇の時『日本書紀』が完成し、これが現存のものでは、我國最古の國史とせられて居るが、これより先、聖徳太子によりて初めて『天皇記』『國記』が作られたが、蘇我氏滅亡の時灰燼に歸した。然るに、一説に、火中にこれを索めて、中大兄皇子に獻する者があつたといふ。それに基いて、

中大兄皇子が、國史の編纂に御手を染めさせられたであらうが、未だ果し給はふに至らざりしものを、天武以後に繼續せられ、奈良朝に至つて完成を見たのであらうと言ふのである。この説もとより採るべきではないが、『記』『紀』の編纂が、聖徳太子の御事業の延長だといへないことはない。
中大兄皇子、中臣鎌足が、儒學の師とせられた南淵請安、また大化新制に顧問格として、參畫する所多かつたといはれる高向玄理、僧旻などは、みな聖徳太子が先に隋に遣はされた留學生であり、大陸に留まること二十年、三十年に及んだ人々であることも前に述べた所である。大化の新政が、有らゆる方面から見て、全く聖徳太子の遺策を繼承し、完成せられたものとせられるのも、むしろ當然といはねばならない。それは、たしかに聖徳太子の偉大なる御

人格の餘光、不滅の御生命の躍動にほかならぬが、何と申すも、此の偉業の中心に、英邁なる中大皇子が在らせられたればこそで、皇子が、太子の理想精神を、そのまゝ御自身の根本理念とせられたことは、さながら、太子の御再來かと仰がるゝほどのものが、あらせられたのである。

此の御二人の上に、共通類似の御事どもは、いろ／＼と拜せられるが、その二三について例示して見れば、先づ聖德太子が、推古天皇の皇太子と成られたのが二十歳、而して中大兄皇子が、孝德天皇の大化元年に皇太子に立たれたのも、やはり二十歳であらせられた。

孝德天皇は御在位僅に五年にして崩御、皇極上皇が御重祚、齊明天皇と成らせられたが、中大兄皇子は再び皇太子としてお立ちになり、同時に攝政の位

に在らせられ、萬機を總攬したまひしことは、恰も聖德太子に於けると同じ御様子であつた。太子は御叔母君の下に、皇子は御母君を戴き、共に皇太子攝政と成らせられたのである。

齊明天皇の御代には、又朝鮮問題が起り、延いて支那——當時は唐の太宗の時——その國際問題にもなつたが、中大兄皇子は、聖德太子と同じ様に、頗る強硬なる態度で、自ら御母天皇を奉じて、九州まで御親征の軍を進めさせられた。結果は御成功とは申されなかつたが、古今に最も強盛を謳はれる大唐國のしかも全盛期に、之れを對手として、一步も譲らず、敢然、日本の國光を輝かさむとせられたその大自負、大精神は、まことに驚歎を値すると申さねばならない。此のやうな點にも、全く同様の御面目が、現はれ、中大兄皇子は、事毎に聖德太子を學ぼうと遊

ばされたのではあるまいかとまで、拜察せられる節々が甚だ少くないのである。

天資英邁、偉業赫々といふ方面は、さることながら、悲しき御運命までもが、似通せられて居るのである。即ち齊明天皇の崩後、中大兄皇子は、最早、太子攝政として留まり給ふわけにゆかず、つひに御即位になつて天智天皇と成らせられ、近江の志賀に遷都あらせられたが、御治世十年、紀元一三三一年十二月に御崩れになつた。寶算僅に四十六。聖德太子は四十九歳で薨去。あゝ、英明超邁、眞に不出世の天資を以てして、天何ぞ壽を假さざるやの浩歎を禁能はざることを、御二人に於ても亦、全く同様である。

第二節 日本佛教の祖

聖德太子が佛法興隆の理想精神は、前に一體三寶の意義、三經疏の解説のところで述べた通りであり、また佛教と共に神祇の祭拜、儒教の活用と、些の矛盾も撞着もなく、よく調和して、國家の爲め、國民生活の福祉を増進せられたる実績も、既述の通りであつて、後世の皮相なる偏見から、太子褒貶の唯一條件に佛教を以てするといふ如きは、全然的なづれであることも、こゝに更めて辯ずるの要もあるまい。佛教傳來の當初こそ、進歩派と保守派とが、黨争の中心に佛教を置いたが、後には佛教は左様な俗的紛争の圏外に超越した、澎湃たる思潮となつて、國家社會の全面を潤澤するに至つたのである。

物部氏といへば、直に排佛の權化として見られるが、彼の守屋が極力助けた穴穗部皇子が、熱心な崇佛家であり、此の一派の爲めに殺された三輪逆が非常な佛教嫌ひであつたといふ例に見ても、此の頃すでに佛教は、黨争の中に置かれた、條件的存在ではなくなつてゐたことが知られる。故に、物部氏の滅亡を以て、崇佛家の勝利だと見るのは全く當らない。それは蘇我氏の滅亡が崇佛家の敗北だといはれないと同じで、佛教が政争とは關係のないものとなるまでに、一般の思想に滲み透るに至つたのである。

代々崇佛家の蘇我氏を打倒した、中大兄皇子や鎌足だから、無論排佛家であつたらうと思ふ如きものあらば、それこそ抱腹の至りである。中大兄皇子も鎌足も、大の佛教信者であつた。當時の新文明の空氣を吸つた者として、佛教、儒教を排斥する人は、恐ら

く絶無と云つてよいであらう。この時代に佛教を嫌ふといふのは、無知低能の輩で、少くとも中流以上には、そんなのは一人もなかつた筈である。「扶桑略記」などで見ると、鎌足は蘇我氏討滅を畫策した時から、その成就を祈り、丈六の佛像を造つたといふことであり、また其の一子を早く出家させて居る、多武峰の本願定慧といふのがそれである。すべてに於て、聖德太子の遺策を繼承したとまでいはれる大化の新政に、ひとり佛教のみを排斥する謂はれのある筈がない。神道、佛教、儒教、その他の文物、みな太子の理想を、理想とされたものであつたことを知るべきである。

日本最初の勅願寺といはれる百濟大寺は、或は天智天皇の御建立などいふが、それは誤りで、元と聖德太子の建立、その半ばにして薨去ありしため、

推古天皇が勅願として、成就あらせられたもので、天智天皇が特別の御保護をなされたのである。天皇が大和から近江に遷都の後は、百濟大寺と遠く離れることになつたので、志賀の都に近く崇福寺を御建立になつた。此のやうに、天皇は、聖德太子の三寶興隆の御主旨も、よく御繼承あらせられたのである。

天武天皇は更に篤く佛を敬ひ給ひ、殊に一旦は吉野に入つて、剃髪せられた御事情もあり「日本書紀」には「沙門天皇」と記されてあるほどで、御即位の後、百濟大寺を移建改築して大官大寺と爲し、勅願寺として、厚く保護せられ、又後には新に藥師寺を御建立遊ばされたことは、周知知らるゝところである。かくて持統、文武と、御歴代佛教を御信奉あらせられること、いよ／＼篤く、次いで元明天皇に至り都を奈良に遷され、元正天皇を歴て、聖武、孝謙の

朝に及んで、謂はゆる南都六宗の成立を見、東大寺大佛を初め、國分寺、等々、豪華版の佛教爛熟期に達したことは、國民學校の兒童もよく知るところである。

爛熟の絶頂にのぼりつめた奈良佛教は、勢ひの窮まるどころ、墮落の坂を下ることを免れなくなつた。そこに革新を叫んで蹶起したのが、英主桓武天皇の平安奠都と共に、比叡山を開創した傳教大師最澄であり、之れに雁行して弘法大師空海があつた。此の二大宗師によつて、一時墮落せる日本佛教は、聖德太子興隆の根本理念に、立ち還つたと見られたが、平安時代も中葉より末期へと、頹廢氣分に墮すると共に、佛教も亦腐つてしまつて、再び革新の要あるに迫り、源平對立の頃より鎌倉幕府の初期にかけ、時代に即して唱道せられた法然、親鸞等の念佛門、

榮西、道元等の禪宗、天台法華より脱化せる日蓮宗の如き、新佛教が現はれることになつたのである。

これら諸宗が、いづれも、聖徳太子を祖と仰ぎ、太子を稱して日本の教主とも、日本の釋尊とも爲して居る。それは太子が攝政となられて以來、大詔が發せられ、大に佛法を興隆せられたからといふばかりでなく、また太子の御人格が、菩薩の權化の如く、御一生の有らゆる御業蹟が、悉く衆生濟度の御精神に出て居ると見られるといふばかりでもない。特にかの三經を御撰びになり、その幽深の教理を開顯して、釋尊の本懷たる大乘の極致を明し、而も印度支那の佛教とは全く趣を異にせる、日本精神一貫の上に、純日本的佛教の基礎を確立せられたからで、日本人である日本の佛教徒たる者が、齊しく太子を教主とも、法王とも仰ぎ奉らざるを得ないのである。此の

太子によつて、最初より我國を大乘相應の地として、極大乘の教を打ち立てられたといふ一事は、斷然日本佛教の特色として、注意せられねばならないところである。

無論、太子が何宗を唱へられたといふことはない。また三經の中、どれを最も主要とせられたといふ御様子もない。たゞ大乘中心で、大乘宣揚の一點からは、三經を同一價値のものとして、御採用になつたものと謂ふべきである。或はいふ、『法華經』は釋尊出世の本懷を開示せられた聖典で、一大藏經五千餘卷といふも、大乘の妙理は之れに盡されて居るとせられるので、太子がこれを選ばれたのは最も適切であり、また推古天皇は女性にましましたので、御前講談に特に勝鬘夫人の演說せる『勝鬘經』を採つて、大乘の法味を進めまわらせ、而して太子御自身が

在俗の御身であらせられたので、在家の菩薩たる維摩居士が、大乘不二の法門を説いた『維摩經』を選ばれたのであると、左様に見ることも決して不當ではないであらう、が、何れにしても太子の御見識の卓拔なるは驚歎のほかない。太子によりて定められたる日本の佛教、日本の大乘佛教は、僧俗、男女などの差別を超え、形式に囚はれざる人間の佛教であることを、鮮かに標榜して居るのである。

『勝鬘經』は、勝鬘夫人なる一女性が、佛の威神力を被つて説いた經であるが、一乘道の極致は佛説と異ならぬと、佛が保證を與へて居る、即ち大乘の法に於ては、女性などいふ形は超越して居るので、多くの佛典中に、女の五障三従とか、成佛不可能とか云つて非常に卑しめてあるが、純大乘の法には男女の區別の如きは、全く無意義とされるのである。又僧

俗、世間、出世間など、差別することの無意味なるは、『維摩經』に於て最も明白で、在俗の維摩居士が、佛弟子や菩薩衆を叱り飛ばして居るのだから愉快である。『法華經』は諸法實相を説き、治生産業皆是佛法、現實生活即大道と談するのだから、男女、僧俗の差別に拘泥するものでないことは言ふまでもない。太子の大乘佛教は、實に此の現實即道といふに在り、後代の諸宗は、皆な此の根本理念を離れないで、發達して來て居るのである。

小乗の法は、持律主義であり、形式的であり、苦行的であるが、大乘の法は精神的で形式に泥まず、道行を楽しむといふ行き方である。聖徳太子の興隆せられた日本の佛教は、かうした大乘精神を特色とするものであつたが、奈良朝に入つて、教義としては實大乘の華嚴、準大乘の法相、三論、半大乘また

は、小乗と云つたやうな律、成實、俱舍と、謂はゆる六宗が、或は印度的形式主義、或は支那的な理論主義の風に墮した。それを慨して聖徳太子の大乗主義に還れと叫んだのが、傳教大師の天台宗創唱で、此の宗旨は『法華經』を所依として立てられたものであるから、その根本信條は、いはゆる諸法實相、現實即佛法の太子の理念に契當するはいふまでもない。

弘法大師の眞言宗は、教主を法身佛の大日如來とする密教であるが、人間佛たる釋迦の理想化されたのが法身とも見られるので、立教開宗の建前は趣を異にするとはいへ、大乘極致の歸趣は同じだと謂へる。此の宗の中心聖典は『大日經』で、『當相即道』『即事而眞』と説く、これは『法華』の『諸法實相』の理を、更に一層適切に、現實的に言つたもので、

「父母所生身、速證大覺位」この生身そのまゝ大日如來であると、即身成佛の義を高唱し、眼前一切萬有の上に、悉く佛陀の人格を認めるとまで説き進んでゆくのである。殊に此の宗に於て見る特色は、從來支那にも又支那化された傾向のあつた奈良にも、未だ曾て認められなかつた程に、信仰的着色を帯びるに至り、大乘佛敎を、哲學的より更に著しく宗教的と爲した點に在る。

傳教、弘法二大師が並び立つた平安朝初期の、劃期的更新の國家は、諸制文物百般の上に、多くの指導原理を二大師によつて與へられたと謂はれ、聖徳太子興隆の佛法は、新たなる様相を以て、こゝに復活の偉觀を呈したのであつた。殊に傳教大師の打ち建てられた叡山佛法は、顯、密、禪、律、すべての大乘佛敎を該ねて剩さざるもので、宛然日本佛敎の綜

合大學の如き、一大道場となり、次代に輩出した法然、親鸞、榮西、道元、等の諸宗祖その他當時の高僧にして、一度も叡山に學ばなかつたといふ人は、幾んど無いと云つてよい有様であつた。或る學者が、佛滅後に大乘佛敎を大成して、後代の各宗に祖師と仰がれる龍樹菩薩は、印度に於ける第二の釋迦と稱せられるが、日本の佛敎に於ては、聖徳太子を和國の教主釋尊と仰ぐならば、傳教大師は日本の龍樹菩薩と呼ぶに最適すると言つて居るのも、強ち過言ではないのである。

傳教大師が、畢生の努力を拂つて舊佛敎の非大乘的、形式的、持戒主義打破の爲めに奮闘し、超形式的、精神主義の大乗戒を強調せられた一條の道を、究極にまで直進して行つたのが、法然上人の念佛宗となり、男女僧俗の差別を超えて、彌陀大悲の本願、餘

さす漏らすことなく救済するといふ平民佛敎となつた。それに一層拍車をかけて驀進したのが、親鸞上人で、愚禿一流の無戒主義、信心爲本の眞宗と成つたのは、大乘精神の擴充された究極として、當然の歸着といふべきである。

聖徳太子と親鸞上人、及び上人の信仰等に關しては、特に語らねばならぬ、多くの事柄があるが、今こゝには、其餘裕を有たないので省略せざるを得ない。(拙著『皇太子聖徳奉讚講話』参照) けれど親鸞上人は、當時すでに墮落腐敗し切つてゐた僧風、貴族佛法祈禱佛法の流弊を見て憤慨し、傳教弘法等の先覺が唱説せられた大乘佛敎が、果してかくの如きものであるかと、眞剣な懷疑と、深刻な煩悶とに陥り、どうしても傳教大師の精神に復らねばならぬとし更に、溯つて聖徳太子の理想にまで、還元しな

ければならぬとの結論に達したのである。これによつて、上人は二度の隠遁をされたといはれる。即ち世俗を謝し、出家の身となつて山に隠遁したのが、今いふ如き煩悶から、更に山を下り俗世間の中に、二度の隠遁をせられたといふ形である。

傳ふる所によれば、親鸞上人は、聖徳太子の人格理想を憧憬して、磯長の靈廟に百日の参籠を爲し、一心に祈念する所あり、つひに不可思議の靈告を蒙つて、黒谷に法然上人を訪ね、こゝに貴族佛法の衣をかたぐり棄てて、黒衣の念佛修行者となり、念佛爲本より信心爲本の信仰に徹底して、肉食妻帯の凡俗の形のまゝ、如來の本願、攝取不捨の限りなき、慈悲の懷に抱かれることが出来るといふまでの、大信念を確立するに至つたのである。『和國の教主』たる一語は、實に親鸞上人か、聖徳太子に獻げた尊

稱なのである。上人は太子を奉讃した和讃を多く詠んで居るその中に、

和國の教主聖徳皇

廣大恩徳謝しがたし

一心に歸命したてまつり

奉讃不退ならしめよ

といふ一節があるので、此の他『大悲救世聖徳皇』とか『佛智不思議の誓願を、聖徳皇のめぐみにて……』とか、誠を傾け口を極めて絶讃して居り、如何に太子を理想とし、崇仰してわたかが想ひ見られるのである。女人成佛を力説せる新日本佛教、非俗非俗を體現せる新日本佛教、これは正に、聖徳太子佛教の特色であつて、親鸞上人これを相承せられたのである。由來、眞宗寺院が、必ず聖徳太子の尊像を安置し、供養すること實にこのためである。

禪宗は、鎌倉時代の初、宋より傳來したのであるから、聖徳太子とは別に因縁關係はないと云ふ者もあるか知れないが、日本の禪は矢張り日本の禪であつて、支那の禪そのまゝの移植ではないので、かの聖徳太子が、片岡山のほとりに於て出會はれた奇態な飢人は、實は達磨大師であつたのだなどの傳説をさへ生み、太子を日本佛教の祖と仰がうとする日本人的思想には、禪も亦異りはないのである、禪宗には謂はゆる教外別傳、不立文字で一經一論として所依の聖典といふものはないといふが、特定の經論はないといふことは、何の經典でも自由適宜に採るといふことになり、就中、『維摩經』は『華嚴』『圓覺』『金剛』『楞伽』等の諸經と共に、最も禪に喜び用ひられ、維摩入不二法門、居士一默の場面は特にギかましい公案と成つて居る位で、此の一點に於て

も、太子の三經疏に本づけられ、太子を祖と仰ぐいはれは大に有るといふもの、殊に純然たる日本の禪を高唱したといはれる道元禪師は、従前の諸師が、大山名刹に結界といふものを作り、女人禁制などいふのは、如來の佛法ではない、魔子の所爲であると痛呵し、菩薩が『衆生無邊誓願度』と、發願すると、女人は衆生にあらずとして棄て去るかと思ひ、男女、道俗、貴賤自他の差別を論ずべからず、たと善提心の有り無しを論ずべきのみ、たとひ七歳の少女なりとも、菩提心を發せば人天の導師とすべし、これ佛道極妙の法則であると、喝破して居る見識の如きは、聖徳太子の三經採擇の御理念と、全く吻合するといふべきであらう。

『念佛無間、禪天魔、眞言亡國、律國賊』と謂はゆる四箇格言を振りかざした日蓮上人にしても、傳教

大師の『法華』一乘は文句なしに承認して居り、その思想系統は明かに現實主義であつて、矢張り當相即道、諸法實相の大乗一線道を、最も正直に忠實に邁進した結論にほかならぬ。禪の即心是佛、眞言の即身成佛と同じく、此の身そのまゝに、『速成就佛身』と説くのが、『法華』の身讀、眞讀であるとするところに、亦歸趣を一にする大きな活力が汲み取られるのである。

以上の如く、日本佛教の、どの宗旨もみな、聖德太子の確立された根本信條の一線に添うて、發展して來て居るので、『日本佛教の鼻祖』『和國の教主』『日本の釋尊』等と呼ばかける語は、決して誇張でも不當でもない。太子に對する最も相應はしい尊稱であり、當然の讃歎でなければならぬのである。然り聖德太子は、正に、印度の佛教でもない。支那の佛

教でもない。純日本佛教の建設者であらせられたのである。

第三節 日本文化の母

太子は、率先して寺塔を建て、佛像も造り、親ら經を講じ、註釋を作り、僧尼を教養せられたが、さうした佛教關係の事蹟のみを見て、それが太子の全貌だと解するならば、決して眞實の太子を観ることには出來ないであらう。太子の攝政三十年間に成された御事業は、實に大規模のものであり、廣汎にわたるものであつたが、それらの總てを大觀して、始めて太子の眞面目を知るべきである。太子に取つては、當相即道で、人事世相、現實の觸目觸慮が、すべて其のまゝに法身上の活計であるとせられたのだ

から、常情を以て見て、佛教とは直接關係のないことでも、みな大乘佛教の顯現ならざるはなかつた。それが太子興隆の佛教であり、日本佛教の特色であると見透す眼がなくては、太子の眞面目は窺ふことが出來ないのである。

太子の内治及び外交上の功績、文化上、思想上の功績は、前に各々其の章に於て詳述した通りであるが、何といつても、閥族勦滅、封建打破の二大事業は先づ特筆さるべき偉業で、太子以前の實際國情に比較して考へて見たならば、驚異を値するほどの革新ともいふべき一大英斷であつた。史家は、天智天皇を以て日本中興の英主と稱するが、それは異議なきところとして、天智中興の大業の基礎は、實に太子が攝政位に在つて、築き固められたものであることは前述の如くである。神武天皇以來千餘年間にわ

たる氏族制度、封建制度を、根本的に掃蕩するといふことの、如何に至難であつたかは想像に餘るものがあるが、太子はそれを敢行せられ、天皇中心の大義を明徴にし、肇國本然の日本の姿に立ち復へるべき大策を樹立せられた、その意氣と識見、而してその果斷とには、たゞく敬歎を禁じ得ない。日本の歴史は、封建制の消長興敗を以ていふならば、太子以前と以後とを一區劃と爲し、鎌倉以前と以後とを一區劃と爲し、明治以前と以後とを一區劃と爲すべきが當然であると思ふ。

太子はまた對外的には、半島に於ける日本の勢力を恢復し、傲慢無禮なりし新羅を膺懲して一たびは屈服せしめ、更に矜驕なる隋の煬帝に『日出處天子云々』の書を贈つて對等の國交を修め、かくて國威を外に宣揚すると共に、内には、其の實質を養ふべ

く、盛に大陸文化を輸入し、建築に工藝に美術に音楽に、また社会事業に、有らゆる部門にわたつて、いはゆる推古式の劃時代的長足の進歩發達を見た。それらはみな佛教の理念を中核としたものであるが、太子が開かれた大陸と修交の道は、後に遣唐使、留學生を送る歷朝の例となり、佛教を中心とする文化は、益々盛に取り入れられて、奈良、平安の絢爛たる時代を展開した。みな太子の流澤といはねばならぬ。

大乘佛教一貫の妙理は、宇宙の實相に立脚するものであり、その信仰の要領は、人生生活に即して不離なるが故に、一切の宗教は此の中に包容せられ、一切の道徳も之れと矛盾することはない。印度に於ては早くも在來の婆羅門教を包容し、その信仰の對象たる諸天神の類をも佛菩薩の權化として居り、支

那に入つては、儒道二教を包容し、日本に來ると、聖徳太子の崇高なる理念の下に、神、儒、佛三教がシツクリと調和して何等の矛盾もなく、後世の神佛融合儒佛習合の端を成し、かくて江戸時代に至るまで、佛教は宗教として、日本の國教の如き觀を呈したが、生れたらお宮詣り、學問は寺小屋や、死んだらお寺にといふ實際生活に於て、國民には何の疑惑もなかつたのである。「太子傳補註」や「神祇正源集」に聖徳太子の言葉として載せて居るものに、

熱々儒釋及び神史の文を見るに、大方分明にして之れを疑ふべき所なし、神道は道の根本、天地と共に發りて以て人の始道を説く、儒道は道の枝葉、生黎と興に發りて人の中道を説く、佛道は道の華實にして、人智熱して發り、人の終道を説く、強ひて之れを好み、之れを惡むは是れ

私情なり。理に隨ふは是れ天なり。私は天に勝たず、其の勝たざるを知つて、尙ほ私を用ふるは、是れ私情なり、智賢の性にあらず。

とある。果して太子の言かどうかは疑はしいが、太子の三教に對する理念は、大よそかくも在らせられたであらうといふ點に於て、頗る肯綮に當るものがあると言ふことが出來よう。江戸時代に入つて、儒教が佛教の懷から分離して獨立の形を取り、國學が勃興するやうになつて、儒者、國學者の中に、自家の學を以て佛教を嫉視し、佛教興隆に心魂を打ち込んだ聖徳太子が、儒教や神道を無視したかのやうに攻撃し出したが、その譴妄の酷だしいものであるは、こゝに繰り返し辯駁するの勇氣を有ち合はさなう。一體、太子以前の政治家に、どのやうな理想、主義があつたであらうか。恐らくまとまつたものは

何も無かつたと想はれる。太子に至つて、佛教興隆と共に、大に儒教の活用をなされ、始めて道徳政治を以て理想とせられた。道徳政治とは即ち儒教主義の政治である。而も儒教のみと限らず、管子、韓非子等の法家の説をも採用せられたことは、憲法十七條を解説したところで言つた。即ち太子は徳治に重點を置きつゝ、しかも必ずしも法治を忽にし給はざりしと見ることが出来るのである。かうして佛教ばかりでなく、儒教、諸子百家の學問教育といふことも、太子によつて創めて道が開かれたので、若し太子の三寶興隆が無かつたならば、日本に何の文化が有り得たであらうか。奈良や平安の豪華な時代が、果して現出されたであらうか。延いては今日吾々の享受する日本文化の生活も、遠く淵源に溯れば、太子に到達することを想ふとき、太子の流澤眞に涯り

なき廣大さに驚歎し、感謝せざるを得ないではないか、殊に明治の維新と推古の新政と、明治天皇の御事蹟と聖徳太子の御事蹟との間に、似通はせ給ふこととの數々は、次章にこれを略述することとする。

第十章 明治天皇と聖徳太子

これまで敘述し來つたところに依つて、讀者諸君は、聖徳太子の御偉徳御鴻業が、如何にも明治天皇の御偉徳御鴻業に、似通はせ給ふことの、甚だ多いのに氣附かれたことと思ふ。多少重複の嫌ひはあるが、その重なる三四の點について、記述し讃仰する。

推古天皇以前、即ち聖徳太子攝政以前の日本の國情は、佛教といふ外來思想を中心として、新舊思想の對立があつて、それが當時の閥族たる、蘇我氏、物部氏などの、政權爭奪の具にも供せられたのであるが、是は恰も、明治維新前に於ける、開國進取の思想と鎖港攘夷の思想との、對立抗爭とその趣きを同じうし居る。

外國文明の輸入といふ點から見ると、聖徳太子攝政時代には、支那や三韓の音楽も來た、彫刻も來た、建築も來た、服装までも、隋唐の制に倣つたのである。獨りそうした有形的のものだけでなく、精神的な方面でも、儒教來り、佛教來るといふ譯で、他國に學ぶところが、頗る多かつたのである。それは恰も明治時代に、西洋音楽も來た、西洋繪畫も來た、西洋彫刻も來た、西洋建築も來た、服装から食べもの

まで、思ふ存分西洋ものを取り入れたゞけでなく、西洋思想が盛に流れ込んで來たのも、彼と此と、誠によく似通つて居る。

國內政治の改革といふ方面を眺めると、聖徳太子は肇國の精神を發揚して、國體を明徴にしようといふお考から、封建制度を覆さうとも遊ばされたし、門閥家柄に依つて、官職を世襲にするといふような陋習を打破して、人材登用の門をお開きにもなつたし、官位十二階をお定めになつたり、十七條憲法を御發布になつたりして、天皇中心の大義をお示しにもなつたが、明治天皇も亦、徳川三百年封建の制度を改めて、皇政に復古し給ふとか、士農工商といふ階級を打破して、四民を平等にし、人材を登用して、盛に經綸を行はしめられたとか、新に公侯伯子男といふ、五爵の制度をお定めになつて、國家に功

勞あるものを、優遇するといふ途をお開きになつたとか、帝國憲法を御發布になつて、立憲君主政治の基を固く遊ばされたとか、どれもこれも、全く符節を合するが如く、よくも似通はせられて居るのである。

更に、對外政策の方面を眺めると、三韓即ち朝鮮問題で、御苦心遊ばされたことも、能く似て居るし、明治時代に、日清日露の兩戰役を経て、世界の一等國となつたのは、聖徳太子が、隋と互角對等の國交を修めて、世界の二大強國の一つとなつたのと、能く似て居るではないか。(當時の支那は、世界の最大強國を以て、自ら任じて居た。)

又、聖徳太子には、不朽の名著、三經の義疏があり、十七條憲法の如き單なる一篇の漢文としても、千古の名文と稱せられるものがある。然るに、明治

天皇におかせられては、恐らくは空前にして、絶後であらうと拜察せられるほどの、數多き御製をお遣し遊ばされたのである。洩れ承るところによれば、明治天皇は、明治十一年より明治四十四年までの間に、大凡、九萬二千六百首といふ、驚くべき多數の御製を遊ばされたと申すことである。若し、明治十一年以前の御製と、明治四十五年崩御の年までの御製とを加へたならば、或は十萬首にも達するのではないかとさへ、拜察するのであるが、一代に十萬首の歌を詠むといふことは、専門の歌人に於ても到底企て及ばないところと思ふのであるが、定家が、六萬首詠んだといふので、これが最高記録だと傳へられて居る。明治天皇の如く、肇國以來の多難な時代に國をしろしめし、しかも、肇國以來の大飛躍大發展を遂げさせられたといふ、殆ど寸暇分隙も惜しむ

て國を憂へ民を憂ひ給ひしその御合間々々に、しかも十萬首に近い御製を遊ばしたといふことは、全く神業としか申上げようが無い。聖德太子の三經義疏の御著述と申し、明治天皇の十萬首の御製と申し、誠に、世界に誇べき御偉業と申すべきだと確信すると共に、これが、日本の皇室の御方々の、御事業であらせられるといふに至つては、實に何とも言ひ知れぬ感激が、込み上げて來るのを、抑へることが出來ないのである。

又、聖德太子は、佛教の御信仰に基いた御仁慈から、病める人間、寄るべなき人間を、お見捨て遊ばすことが出來ない。そこで、救貧防貧の社會事業を大規模に御經營遊ばされたばかりでなく、毎年五月五日には、菟田野といふところで、藥狩といふ行はせられたのであるが、それは勿論、一つには施藥

院で施される、藥の原料の採集のためであるが、同時にそれは、無告の動物を、いはれなく殺戮するといふ、悪風を矯めようといふ、思召しからでもあつたと拜察するのである。といふのは、當時一般の風習として、山野に狩ることが、盛に行はれて居たのである。太子の御信仰は、無益の殺生、必要以上に動物を殺して、血を見て樂しむといつたようなことは、徒に人間の殘忍性を増長せしめるばかりでなく、無辜の動物を憐むといふ、佛教の無傷害主義不殺生戒の立場から、何とかしてこれを矯正したい、それには、鳥や獸を狩りに出かける時と同じように武装して、衣服の色は、豫ねて賜つた冠の色に従ひ、且つ冠には鬘華をつけ、大德小德の冠には金、大仁小仁の冠には豹の尾、大禮以下の冠には鳥の尾の鬘華をつけ、威風堂々と乗り出して、そうして、鳥

や獸の代りに、藥草を蒐めるといふ、一には無辜の動物を救ひ、二には藥の原料を採集し、三には尙武の氣風を盛にするといふ、これこそ誠に、一舉三得の妙策といふべきである。但、藥狩は、藥草採集にあらずして、鹿の袋角の採取であるといふ説もある。又、今の五月五日の端午の節句に、菖蒲を櫓に挿したり、菖蒲湯に浴したりするのも、この藥草狩と、若干の因縁はあるかとも思ふが、寧ろ、この日に、男の子供達を動員して、藥草採集を行はしめるのは、最も意義あることと思ふのである。尙この藥獵に關しては、前章「感化救濟」の條に於て、詳説して置いた。畢竟これは、聖德太子の御仁慈の現はれであること申すまでもない。又、片岡山に、飢ゑたる旅人を御覧になつて、これに食を與へ、御召しものを賜はつたといふことは、その時の御歌まで

傳つて居て、最も有名な御事蹟の一つである。

これを、明治天皇の御事蹟に拜し奉ると、多額の御内帑金の御下賜に依つて、恩賜財團濟生會が創設せられ、全国各地に病院が設立せられて、貧しき病人を救ふこと、非常な多數に上つて居ることや、年々歳々續出し來るところの、天災地變に對しての御救恤や、一々擧げては、日もこれ足らぬほどである、が、明治九年、東北御巡幸の砌、六月八日、日光の行在所をお出ましになつて、中宮祠の社務所で、お晝の供御を召させ給ふ時、村民が、今朝大きな鹿を生捕つたからと申して、これを獻上致したところ、明治天皇は、これを御嘉納遊ばされ、「褒め遣はせ」といふ、優渥なる御言葉を賜はりましたので、村民は光榮に感激して歸村したのである。暫くして、近侍のものに、「先程の鹿、放ちやれ」と御沙汰があつた

ので、この鹿は、己が古巢に還るを得たのである。誠にこれ、徳禽獸に及ぶものであつて、たゞ單に、我々臣民を、赤子として、愛撫し給ふだけではないのである。御製に、

久しくも我が飼ふ馬の老いゆくが

惜しきは人にかはらざりけり

とあるが、愛馬の上にも、この仁慈を垂れさせ給ふ大御心、たゞ／＼感激に堪へないところである。それが、我々臣民に對せられては、

あつしとも言はれざりけりにえかへる

水田にたてるしづを思へば

桐火桶かいなでながら思ふかな

すき間おほかるしづがふせ屋を

といふ御製となり、又、

罪あらば我を咎めよ天つ神

民は我身のうみし子なれば

我々臣民に代つて、神の罰をさへ、受けてやらうと仰せられる。何と廣大無邊の御仁慈ぞやと、たゞたゞ恐懼し、感泣し奉るの外はないのである。

明治天皇におかせられても、聖徳太子におかせられても、この御仁徳、これは正に、日本皇室が、萬國無比の尊い存在であるといふことを、表示するものでなくて何であらうか。

更に、聖徳太子は、推古天皇と共に、三寶興隆、即ち佛教を盛にし、寺院を建立し、僧尼を養成し、又佛教の御研究に御造詣深く、名實共に、和國の教主、日本のお釋迦様と申すべきであり、日本文化の母君であらせられると同時に、日本佛教の父君とも仰ぐべきであるが、我が明治天皇におかせられては、佛教各宗の祖師先徳を、追頌遊ばされたこと、

實に前代未聞の多きに上つて居るのである。由來、

佛教各宗の祖師達に對しては、御追頌の思召しから、大師號の御宣下のあつたことは、平安時代以來のことであるが、それが明治四十四年に至るまで、約千六十年の間に大師號宣下は、二十回あつたのである。そのうち明治以前の約千年の間に、僅に十二回しかなかつたのに、明治天皇の御代になつて、四十四年の間に、實に八回もあつたのである。この一事を以てしても、明治天皇が、佛教各宗の祖師先徳に對し、如何に大御心を寄せ給ひしかを、拜察することが出来るのである。またその外に、古社寺保存のためにも、大御心を注がせられ、明治の御代より今日に至るまで、どれだけの古寺古社が面目を改め、たか、又、國寶の修理やその散佚が防がれたかは、擧げて數ふべからざるものがあるのである。

こゝに更に一つ、明治天皇が、佛教のために、大御心をそゝがせられた、尊い御事蹟がある。それは滿蒙二大藏經購入のために、畏くも御内帑金一萬五千圓、御下賜になつたことである。事は日露戦争當時に遡るのであるが、その頃『大阪朝日新聞』の従軍記者たりし、内藤虎次郎君（後の京大教授内藤湖南博士）が、奉天の黄寺に、滿文蒙文の二大藏經あることを發見し、このまゝ放置せば、奉天が戦火に見舞はれる時、焼失の禍を蒙ることなきを保し難きを憂へ、その旨を高楠順次郎博士に通信して、それを購入するか、或は武力に訴へても、兎も角日本へ持つて行つてはどうかと相談したのである。高楠博士は、時恰も官命を帯びて、渡英せんとする間際であつて、その交渉に當る餘裕が無いので、船中から、時の宮内大臣田中光顯伯に書面を送つて、

その助力を求めたのである。然るに當時、山縣有朋總帥は、軍法極めて峻嚴、謂はゆる分捕りの如き絶對に許さなかつたので、武力を以て徴發するといふことは、もとより問題にならない、と言つて、當時の日本は、國費多端で、軍需以外のことには、少額の金と雖も、支出する途は無かつた。そこで田中伯は、時機を見て、この事を、明治天皇に奏聞し、此の貴重の寶籍を、兵燹の厄から救ひ賜はんことを乞ひ奉つたところ、天皇は直に、御内帑金一萬五千圓を御下賜遊ばされ、早速黄寺から、これを購入することが出来たのである。そうしてそれは、永代貸附の名目を以て、東京帝國大學へ下附せられたのである。佛教經典を保護し、學者の研究をお助け下さるといふ、宏大無邊の明治天皇の大御心は、かういふ事實となつて現はれたものである。然るに、恐懼し

且つ悲しむべきは、その二大寶籍は、大正十二年の關東大震災の時、東京帝國大學圖書館と共に灰燼に歸し、永遠に明治天皇の大御心を、實物を通して、仰ぎまつることの出来なくなつたことである。返す返すも遺憾に堪へないのである。（この二大藏經中、滿文藏經は、康熙帝が、滿文の文學的効果を、漢人に誇示せんとする、虚榮的の事業として成されたものであつて、勿論實用に供する目的から、出来上つたものではない。だから、唯僅に四部しか作らなかつたのである。その四部も、大體散佚して、完本といふべきは、ペトログラード大學に珍藏されて居るものだけであつて、巴里の國民圖書館のと、伯林の圖書館のと、兩方合せても、尙一部にはならないといふほどの不完全本である。然るに、奉天の黄寺本は完全でないにしても、それに近いものであつたの

である。それだけまた、貴重度が高いのであつたのだと思ふと、何としても惜しいことである。蒙文藏經も、貴重ではあるが、これは今でも、あちらこちらに現存して居つて、滿文藏經の貴重度に比すべきではないが、黄寺本は、その中でも、最も優秀のものであつたと言へるのである。）

明治天皇の五ヶ條の御誓文と、教育に關する勅語、この中に現はれて居るところの、明治天皇の大御心と聖德太子の十七條憲法の内容との間に、又實に、よく似通はせられた點が多いのであるが、今その重要なものゝ一つを擧げるならば、五ヶ條の御誓文に「廣ク會議ヲ興シ、萬機公論ニ決スベシ。」と仰せられて居るのは、即ち、憲法を發布し、帝國議會を開設して、立憲君主政體の妙用を、發揮しようといふ大御心であつて、今日我々臣民が、國政に參與す

ることの出来るのも、全くこの御誓文に基いたものであつて、深く感銘するところである。そして、それは又、十七條憲法の第十七條の、

夫れ事は、獨り斷すべからず、必ず衆と共に論ずべし。少事は是れ輕し、必ずしも衆とすべからず。唯だ大事を論するに及んでは、若し失あらんことを疑ふ。故に衆と俱に相辨すれば、辭則ち理を得ん。

とあるのと、全く同一の思召しである。神代の昔天の安の河原に、八百萬の神々が、神つどひにつどひ、神はかりにはかり給ひしよりこの方、日本の政治は、上御一人を中心として、臣民これを翼賛し奉り、謂はゆる一君萬民の政治が行はれて来て、終始變るところが無かつたのである。その不文の國憲を、明治天皇も聖德太子も、共にこれを、成文の憲法と、

遊ばされ、臣民をして、政治に參與せしめ給ふこととなつたのである。正に是れ、時を異にして事を同じうせられたものであつて、衷心から、讚嘆し奉らなければならぬ。たゞ悲しむべし、現代の我々日本の臣民は、過去五十餘年間、この明治天皇の、優渥なる大御心に添ひ奉ることさへ爲し得ないで、折角與へられた參政權を、賣つたり買つたり、呉れたり貰つたり、甚だしきは、これを棄て、しまつたりして、遂に、選舉界の腐敗と、政界の墮落とを招いて、今更選舉肅正運動を起したり、政黨を解消したり、しなければならぬようにしてしまつたといふことは、誠に明治天皇に對し奉つて、恐懼に堪へないばかりでなく、遠く聖德太子の思召しをも、裏切るものであつて、何とも申譯がないことだと、深く慚愧しなければならぬことだと思ふのである。

聖德太子は、推古天皇三十年、二月二十二日、御年四十九歳で、薨去遊ばされたのであつて、これを太陽曆に推歩して、四月十一日が御命日といふことになつて居る。この薨去の時、如何に國民が歎き悲しんだかといふことは、前にも既に述べて置いたところであるが、『日本書紀』は、左の如く記して居る。

是の時、諸王諸臣、及び天下の百姓、悉く、長老は愛兒を失ひしが如く、鹽酢の味、口に存すれども嘗めず。少幼のものは、慈父母を亡ひしが如く、哭泣の聲、行路に滿てり。乃ち、耕夫は耕すことを止め、春女は杵させず、皆、日月輝を失ひ、天地既に崩れぬべし、今より後、誰をか恃まんや。

と歎き悲しんだとある、さもあるべきことだと思

ふ。この記事を読むと、我々明治時代に生れ、明治天皇の仁慈の中に生活したものは、明治天皇が、遂に神去りましたと承つた時の、驚愕と落膽とは、正にこの『日本書紀』の記載のように、食べても味がわからず、視ても黒白を辨ぜず、全く父母を失ひ、愛兒に別れた時の悲しみにも増して、天に號び地に泣いたのであつて、當時、宮城前の廣場には、泣き倒れて動かないものが、非常に多かつたといふことは、その情景、彼と此と、誠によく似通つて居るのである。

ところが、こゝに更にも一つ不思議と言つてもよいほど、よく似通つた事件がある。それは、明治天皇の御大葬の當日、御靈柩御發葬の時を期して、乃木大將夫妻が、御あと慕ひて自刃せられたのであるが、聖德太子の師として、永く太子の御研究をお助け

申して居た。高麗の僧慧慈法師、この人は、既に高麗に歸つて居たのであるが、遙に、太子が薨去遊ばされたといふことを傳へ聞いて、非常に悲しみ、その翌年の太子の御命日には、必ず死ぬといふ豫言をして、その日に死んだのである。「日本書紀」は、その顛末を、次ぎのように記述して居る。

高麗の僧慧慈、上宮皇太子薨じ給ふと聞き、大に悲しみ、皇太子のために、僧を請じ、齋を設く。仍て親ら經を説くの日に、誓願して曰はく、日本國に聖人まします、上宮聖聰耳の皇子といふ。固に天に縱されたり、支聖の徳を以て、日本に生れたまふ。三つの統を苞貫きて、先聖の宏猷を纂ぎ、恭しく三寶を敬つて、黎元の厄を救ひたまふ。是れ實に大聖なり。今太子既に薨じ給ふ。我れ國を異にすと雖も、心は斷金に

在り。某獨り生けりとも、何の益かあらん。我れ來年二月五日を以て必ず死なん、因つて以て上宮太子に淨土に於て遇ひ、以て共に衆生を化せん。是に於て、慧慈期日に當つて死す。是を以て、時人の彼此共に言ふ、其れ獨り、上宮太子の聖にましますのみに非ず、慧慈亦聖なりと。(この記事の中で、太子の御命日を、二月五日と記して居るのは、『日本書紀』編纂者の誤りであつて、二月二十二日を正しとする。それは法隆寺の釋迦三尊光背の銘文や、天壽國曼荼羅の銘文が、證據立てゝ居る。従つて、『日本書紀』が聖德太子薨去の年を、推古天皇二十九年と記して居るのも、三十年の誤りであることも明かである。)

此くの如く、明治天皇と、聖德太子とが、おかく

れになつた後、明治天皇には、乃木大将夫妻、聖德太子には慧慈法師、共に御あと慕ひ奉つたといふ、その事までが、似通はせられて居るといふ。萬世の龜鑑と仰がれ給ふ大聖に於ては、そこに一脈の通ずるものがおはしまして、かくも似通はせ給ふことが、多くましますものかと、たゞ不思議を懐かしめられるのである。

結 語

「之を仰げず彌高く、之を鑽れば彌堅し。」とは、顔回が、その師、孔子を絶讃したる言葉である。この言葉を以て、我が聖德太子を讃嘆し奉るも、猶ほ甚だ及ばざるを覺える。「百千俱胝、(梵語、數の名で、百億とか、千萬といふこと。)

略、無限の長時間といふこと。)をへて、百千俱胝の舌をいだし、舌ごと無量の聲をして、彌陀をほめんになほつきじ。」とは、親鸞が、阿彌陀佛を頂禮したる和讃である。この和讃の中の、「彌陀」を「太子」と改めて、漸く我が聖德太子讃嘆の、私の氣持が、表現せられるように思はれるのである。千萬億土の理想佛格ならぬ、現實世界の、しかも、特に我が日本國に、歴史的存在人格として、日本文化の母君と、仰ぎ見らるゝ太子に對し奉り、同一民族の血の流れを汲む、私共日本人としての感嘆禮讃は、正に此くあらねばならぬと信するのである。

然り、聖德太子の、御盛徳と、御鴻業とは、全く私共の言葉や文章で、傳へ得るところではなく、謂はゆる言亡慮絶、たゞ々々拜跪合掌して、その高遠博大なる御精神御理想の、萬分一でも、これを千三

百年後の今日に、具現せんがために、熱と誠とを傾けて、勇猛精進し、以て、その海嶽の御恩に、報謝し奉るより外はないのである。時恰も、大東亞建設の巨歩を踏み出した日本、これ明に、太子の念とせられた、淨佛國土建設の一着手と見るべきである。今こゝに、この『聖徳太子』一卷を述作し畢るに當り、筆の及ばざるは、微力劣才如何とも致し難いところであつて、慚愧至極であるが、若し過つて、或は、太子の尊貴を同濟し奉るが如きことあらんか、その罪正に死に當る、眞に、恐懼に堪へないのである。切に、慈愍を垂れ給はんことを冀ひ奉る。

書後

書き上げた原稿は、五百五十枚を超えたのであるが、都合によつて割愛したもの百枚に近く、校正に際して、更に二三十頁分を捨てざるを得なくなつたために、元來貧弱な内容が、いよ／＼貧弱を極める。

に至つたことは、著者として眞に遺憾に堪へないところである。しかし中等學校生徒程度の、少青年層の理解を目標としての著作としては、これ以上を期待することは、却つて或は過ぎたるは猶ほ及ばざるが如きに、至るかも知れない。先年私が某誌のために書いた。「聖徳太子」と題する短文が、その後、男女中等學校の國語讀本中に轉載せられたるもの、既に十數種に及んで居る。そのため、毎年各地の擔任教師から、種々質問の書面を受くること、甚だ少くない、本書は、恰も、そうした質問に答へ得て、十分なりと確信する。たゞ、顧みて、不世出の英傑とも、千載の一聖とも、哲人政治家とも、日本文化の母君とも、和國の教主とも、仰ぎまつる一大偉人の御生涯を、傳へ奉るとしては、文辭甚だ粗雑であつて、敬を失するの罪、重且つ大なるを恐懼し奉るの外はない。重ねて慈愍を冀ひ奉る。

昭和十七年五月十五日校正の時

米降記

奉讚聖徳皇太子

文物燦然起。 憲章大義明。 三疏傳一實。
 四院濟群生。 休道徒扶逆。 應知故毀名。
 天人俱讚仰。 神鬼亦心傾。

(出文協承認) (あ60217號)

子太徳聖



〔一五、〇〇〇〕

刷印日一月七年七十和昭
行發日十月七年七十和昭

錢十八圓一價定

著者 高嶋米峰
 發行者 東京市小石川區小日向町一ノ四一 高島政衛
 發賣所及會社 潮文閣
 電話大塚四六二四八・六四三五
 振替東京一七四四三番
 會員番號一一七五〇六番
 東京市板橋區板橋町三ノ六四
 印刷所 帝都印刷株式會社
 代表者 長谷川隆士
 東京市神田區淡路町二ノ九
 配給元 日本出版配給株式會社

全集 新偉人傳全集

一、書威權る依に者威權一
 ヒットラー 沼田常二良
 國聖日蓮 室伏高信
 注精衛 山中峯太郎
 達人南洲 木村毅
 既刊増刷出來書店にあり
 新刊 ビスマーク 信平
 新刊 岩崎彌太郎 白柳秀湖
 日本海運三隻王國の建設者
 新刊 山田長政と 澤田謙
 南進先驅者 萬華鏡
 南進先驅者を現地に偲ぶ
 八回 漱石とその松岡謙著
 七月 聖德太子 高嶋米峰

一、養教と養修いし新一

全集 精神文化全集

既刊 室伏高信選集 藥賢助選集
 友松圓諦選集 高神覺昇選集
 上野陽一選集 江原小彌太集
 高嶋米峰選集 石丸稻平選集
 倉田百三選集 加藤咄堂選集
 下村海南選集 全國書店に有
 新刊 山田忍三選集
 新刊 大倉邦彦選集
 新刊 永田秀次郎集
 六月 帆足理一郎集、七月 藤沼門三
 八月 三宅雪嶺集、九月 本莊可宗集
 古月武者小澤實篤七月并上哲次郎
 定價各卷一圓八十錢 (偉人傳共)
 內容見本 (偉人傳共) 呈
 東京小石川小日向臺町潮文閣
 振替東京一七四三番

354
263

終

